資料３

東久留米市子ども・子育て会議
令 和 ８ 年 １１ 月 １２ 日
子ども家庭部こども家庭センター

（仮称）東久留米市こども計画

素案

令和９年　月

東 久 留 米 市

「こども」の表記について

本計画では、『「こども」表記の推奨について（依頼）』（令和４年９月１５日付 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、表記しています。

（１）特別な場合を除き、ひらがなの「こども」を用いる。
（２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」
子ども・子育て支援法における「子ども」
② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和４年６月７日閣議決定）より）

法令等の名称について

本計画に掲載している法令、事業、所管課等の名称は、令和９年１月１日現在におけるものです。

は　じ　め　に

（市長挨拶文を掲載予定）

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和８年版「こども白書」によれば、我が国の2025年における出生数は67万1,236人、合計特殊出生率は1.14と過去最低を記録しました。また、児童虐待相談対応件数は高水準で推移しているほか、相対的貧困状態にあるこどもの割合は11.5%に達しています。さらに、令和６年度には、小・中学校における不登校児童生徒数や学校におけるいじめ重大事態の発生件数がいずれも過去最多となるなど、こどもや若者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を背景として、国は令和５年４月に「こども基本法」を施行し、同年12月には「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項、施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。

本市では、これまで平成27年３月に「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」、令和２年２月に「第２期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」、令和７年２月に「第３期　東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきました。また、令和６年４月には「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を進めてきました。

こうした取組を着実に推進してきた一方で、全国的な課題や国の制度改革の動向を踏まえ、本市においても、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しながら、地域社会全体でこども・若者の健やかな成長を切れ目なく支える取組を一層推進していく必要があります。

本市では、こども基本法第10条第２項に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすことのできる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ計画的に推進する「東久留米市こども計画」を策定します。

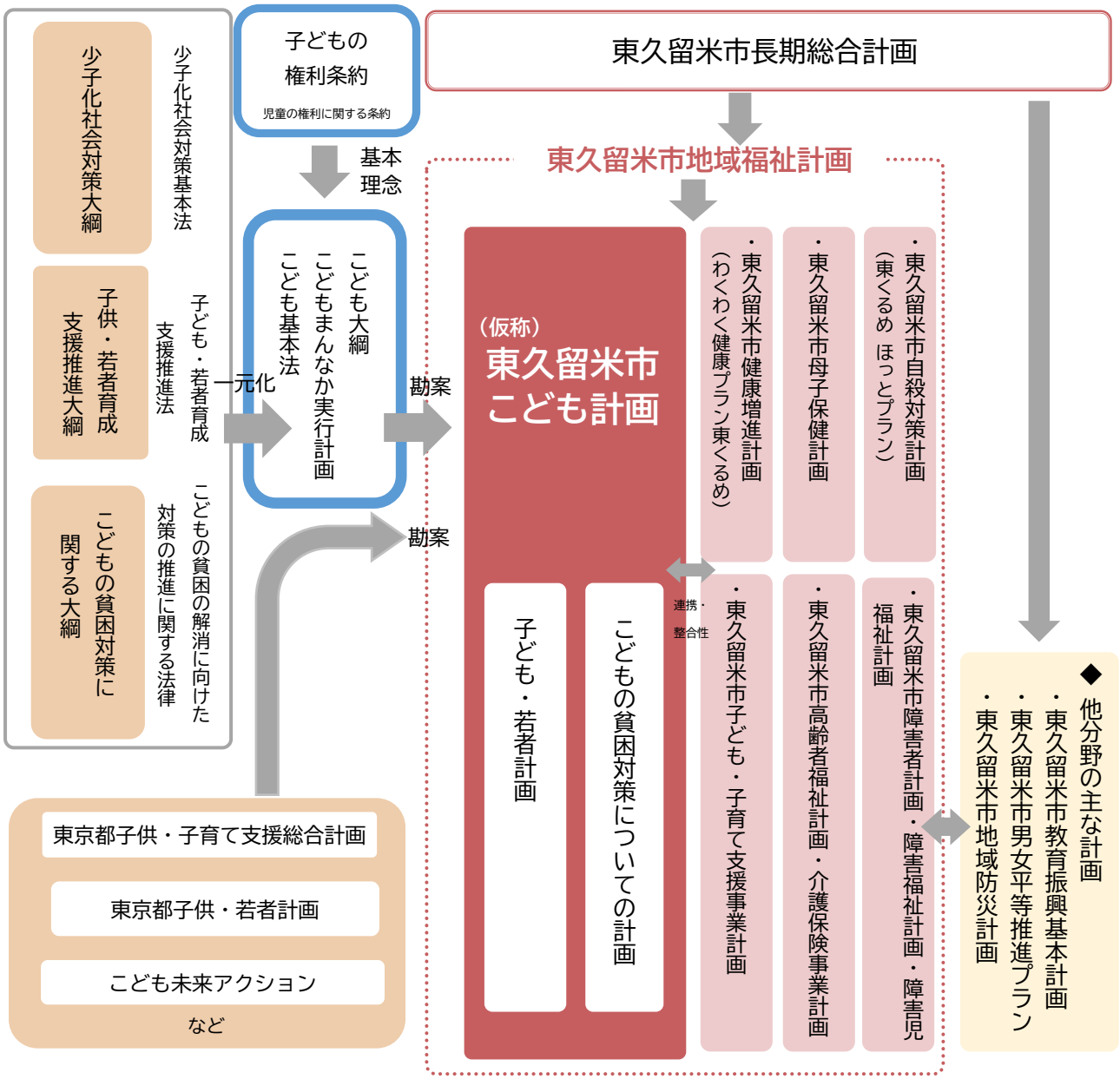
2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第２項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、同法第10条第５項の規定に基づき、「子ども・若者育成支援推進法」第９条第２項に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第２項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定し、こども施策を総合的かつ計画的に推進します。

※子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画は、令和７年度を始期として「第３期　東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を別途策定済み。

各計画相関図



3 こども・若者の意見聴取について

こども基本法第11条では、国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施及び評価に当たり、こどもや若者、子育て当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。本計画においても、こども・若者の意見を丁寧に聴き、その最善の利益を優先しながら施策へ反映することを基本として策定します。

① こども・若者に関する意識・実態調査を行う　令和７年度実施（小中学生についてはヤングケアラー実態把握調査と一体の調査として実施）

② ワークショップやアウトリーチなどによりこども･若者から直接意見を聴取する（デジタル掲示板の活用や、市民まつりや児童館等こどもが集まる場所に出向いて意見聴取を実施）

③ 計画案に対するパブリックコメントを実施する

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和16年度までの８年間とします。

なお、国の「こども大綱」の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、第４期子ども・子育て支援事業計画の計画期間の終了に合わせ、令和17年度以降は、「こども計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」を一体的に策定します。

<table>
<tr><th></th><th>７年度</th><th>８年度</th><th>９年度</th><th>10年度</th><th>11年度</th><th>12年度</th><th>13年度</th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th></tr>
<tr><td>こども
計画</td><td colspan="2"></td><td colspan="8">第１期こども計画</td><td rowspan="3">【統合】
第2期こども計画、第5期子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画</td></tr>
<tr><td>子ども子育て
支援事業計画</td><td colspan="5">第３期子ども・子育て支援事業計画</td><td colspan="5">第４期子ども・子育て支援事業計画</td></tr>
<tr><td>母子保健
計画</td><td>第２次
計画</td><td colspan="6">母子保健計画（第３次）</td><td colspan="3">母子保健計画
（第４次）</td></tr>
</table>

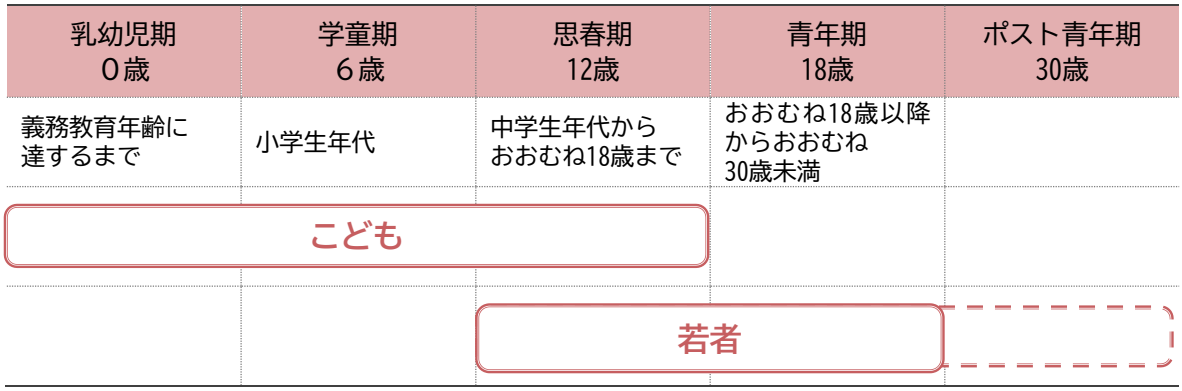
※表中、各計画のタイトルにある「東久留米市」は省略して表記しています

5 計画の対象

こども基本法では、「こども」を年齢によって区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

また、「こども大綱」では、ライフステージに応じて、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降30歳未満）に区分し、それぞれの発達段階に応じた施策を推進することとしています。

計画の対象となるこども・若者は、原則として０歳から30歳未満とし、施策によっては40歳未満までを対象とします。また、こども・若者に加え、子育て当事者も対象とします。



6 計画策定体制

（１）子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき設置する、地方自治法第138条の４第３項に基づく附属機関です。子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項等について調査・審議を行います。

本計画の策定に当たっては、様々な分野の有識者等から意見を聴取し、実効性のある計画となるよう検討を重ねています。

（２）庁内検討委員会

こども・若者に関する施策の整理や課題の抽出を行うとともに、計画素案及び計画原案等について検討する庁内組織です（構成メンバーは、子ども家庭部長、企画調整課長、総務課長、環境政策課長、福祉総務課長、障害福祉課長、健康課長、保育幼稚園課長、児童青少年課長、学務課長、指導室長及び生涯学習課長）。

第2章

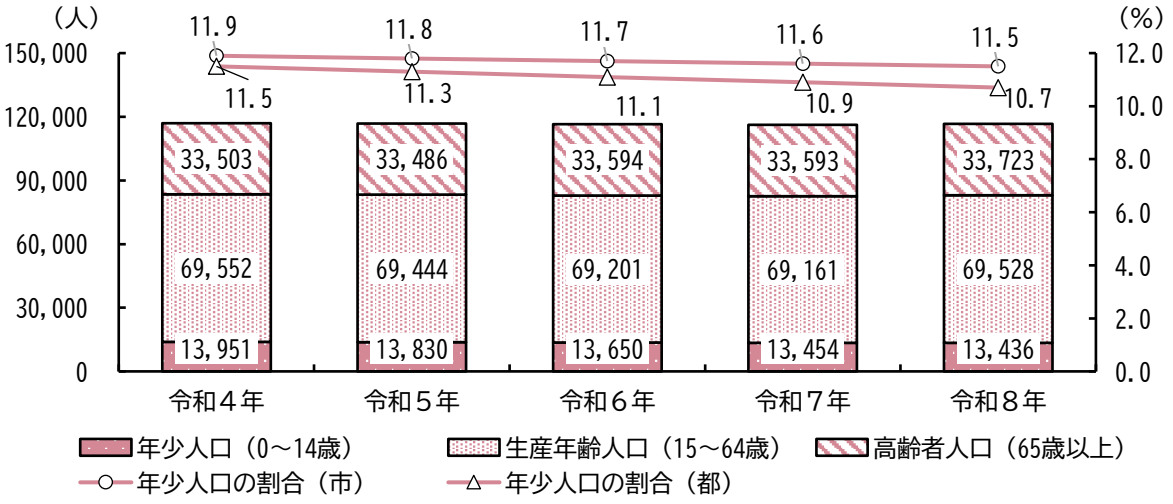
東久留米市の現状と課題

1 東久留米市の現状

（1）東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は減少から増加傾向に転じています。年少人口の割合は、都より高い割合で推移しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

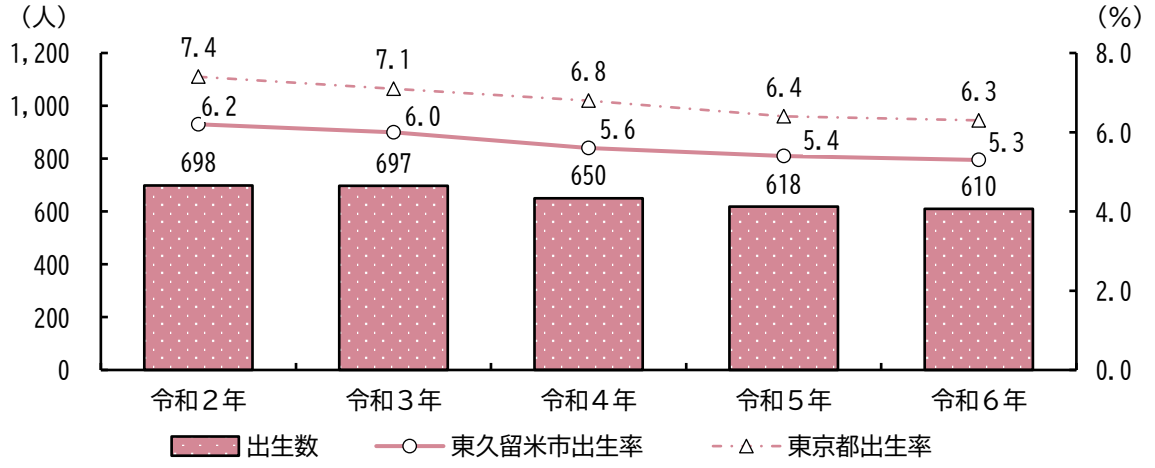


資料：住民基本台帳　各年４月１日

（2）東久留米市の出生数と出生率

出生数は、減少傾向にあり、令和２年以降は700人を下回っています。人口1,000人あたりの出生率は、東京都の平均値を下回っています。

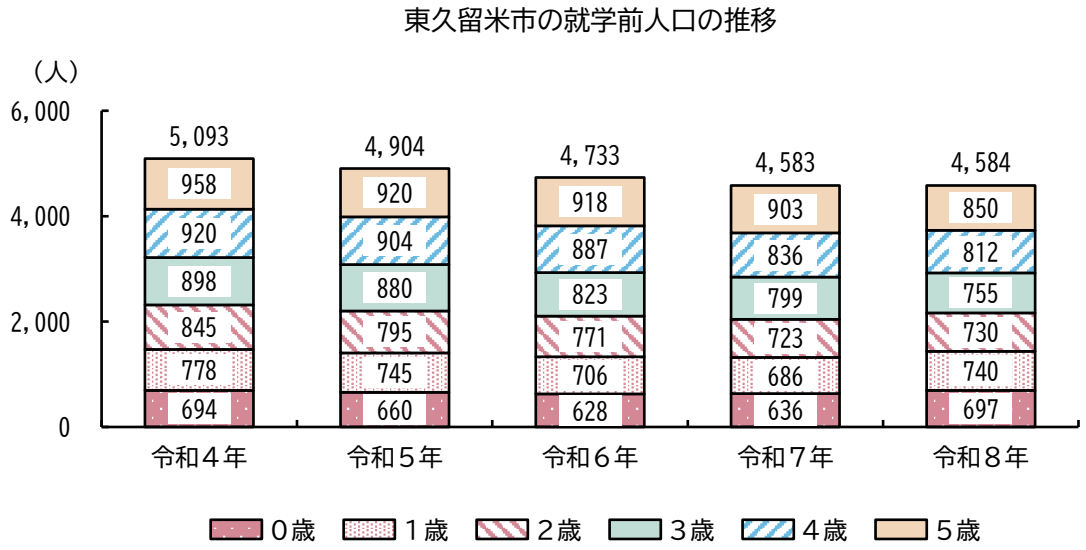
東久留米市の出生数と出生率



資料：東京都　人口動態統計

（３）東久留米市の就学前人口の推移

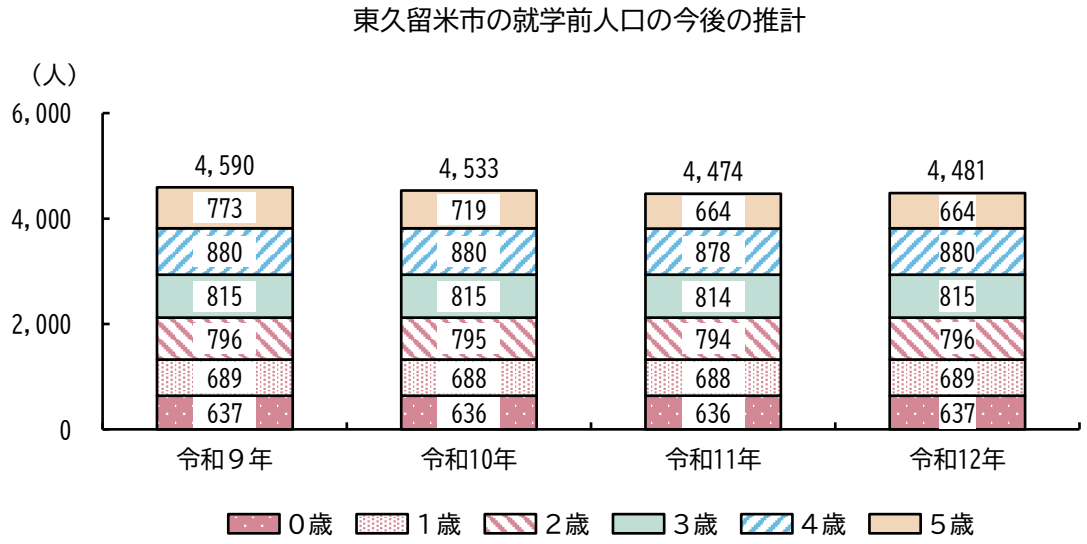
就学前児童の人口は、少しずつ減少しています。



資料：住民基本台帳　各年４月１日

（４）東久留米市の就学前人口の今後の推計

令和６年１月１日時点の人口から算出した推計によると、就学前人口は、少しずつ減少していくことが推測されます。



資料：庁内資料

（５）生活保護の状況（その１）

本市の世帯数は令和元年度から令和７年度で2,702世帯増加し、令和７年度は56,959世帯となっています。また、被保護世帯数については増減を繰り返しています。令和７年度の被保護世帯数は1,733世帯、保護率（※）は18.4‰となっています。保護率は全国より高く、都より低い割合で推移しています。

東久留米市の世帯数における生活保護世帯数及びその保護率の推移

単位：世帯、人、‰

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
東久留米市世帯数	54,257	54,784	55,414	55,777	56,093	56,510	56,959
東久留米市人口	116,896	116,916	117,007	117,091	116,839	116,512	116,325
被保護世帯数	1,700	1,710	1,707	1,730	1,728	1,714	1,733
被保護者数	2,238	2,225	2,201	2,191	2,175	2,137	2,135
保護率（‰）※	19.2	19.0	18.8	18.7	18.6	18.3	18.4
保護率（‰）全国	16.4	16.3	16.3	16.3	16.3	16.2	16.1
保護率（‰）都	20.7	20.3	20.0	19.9	19.7	19.3	18.9

※　保護率は被保護者数／人口で算出

資料：庁内資料　各年度末

（６）生活保護の状況（その２）

被保護世帯のうち、ひとり親世帯数の割合は減少傾向にあります。

18歳未満の生活保護を受給している方の人数は、令和元年度から減少し、令和７年度76人となっています。「未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合」をみると、令和７年度で0.46%となっています。

東久留米市の被保護世帯におけるひとり親世帯数と割合

18 歳未満の被保護者数及び未成年人口のうち 18 歳未満の被保護者の割合の推移

単位：世帯、%、人、‰

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
被保護世帯数	1,700	1,710	1,707	1,730	1,728	1,714	1,733
ひとり親世帯数	90	79	76	68	72	63	57
母子世帯数	84	73	72	65	70	60	54
父子世帯数	6	6	4	3	2	3	3
ひとり親世帯の割合（%）	5.29	4.62	4.45	3.93	4.17	3.68	3.29
母子世帯の割合	4.941	4.269	4.218	3.757	4.051	3.501	3.116
父子世帯の割合	0.353	0.351	0.234	0.173	0.116	0.175	0.173
18 歳未満の被保護者数	134	124	118	107	108	88	76
18 歳未満人口　*東久留米市全体	17,430	17,310	17,075	17,004	16,871	16,709	16,520
未成年人口のうち 18 歳未満の被保護者の割合（‰）	7.7	7.2	6.9	6.3	6.4	5.3	4.6

資料：庁内資料　各年度末

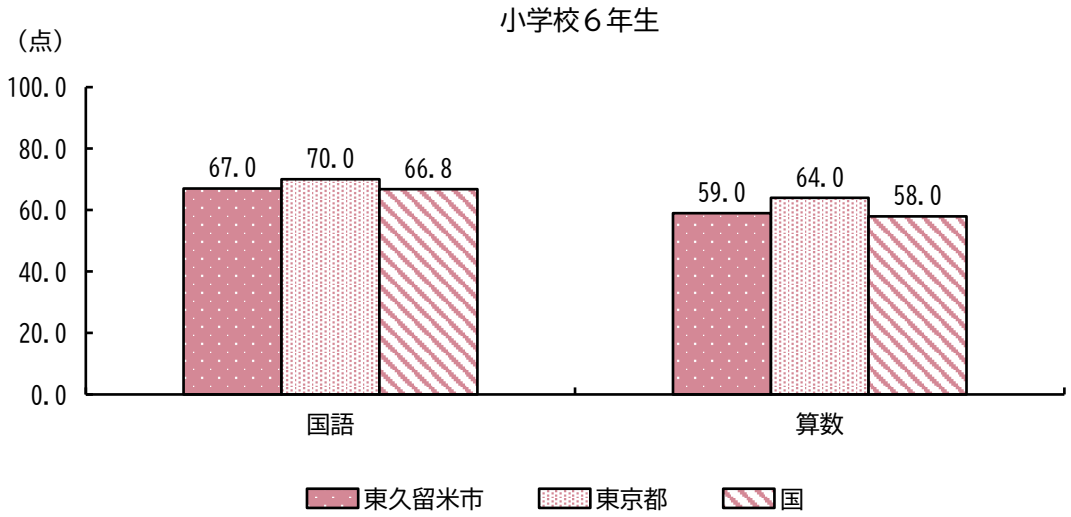
（７）東久留米市の学力・学習状況

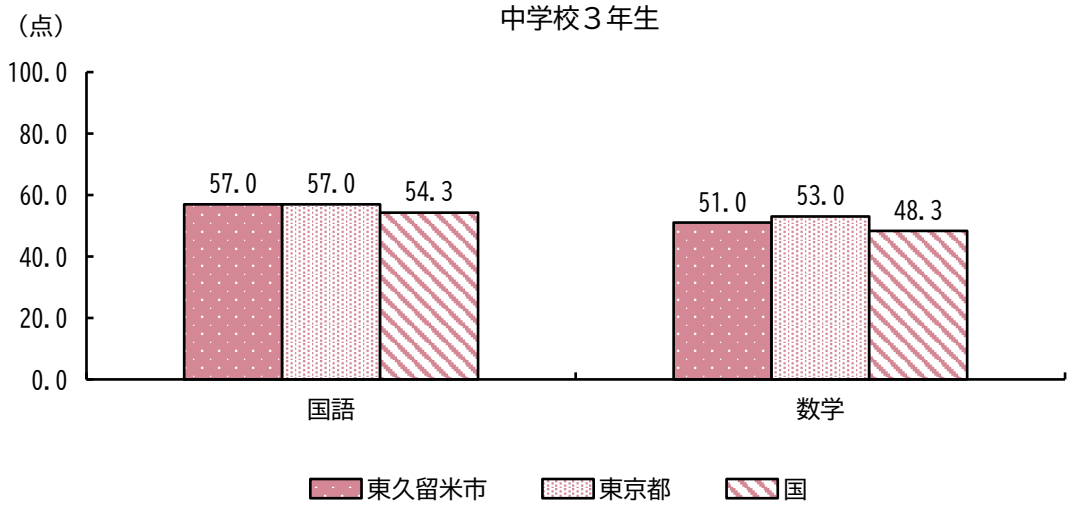
令和７年度の全国学力・学習状況調査の結果において、本市は小学校６年生では各教科とも全国平均を上回り、東京都平均より低い結果となりました。

中学３年生では、各教科とも全国平均は上回り、国語は東京都の平均と同等、数学は低い結果となりました。

こどもたちが学力向上に向けて主体的に学べるよう、引き続き様々な支援を行っていくことが必要です。

令和７年度　全国学力・学習状況調査の結果（平均点）（東久留米市、東京都、国）





資料：「第９回教育委員会定例会（令和７年９月１２日）資料」

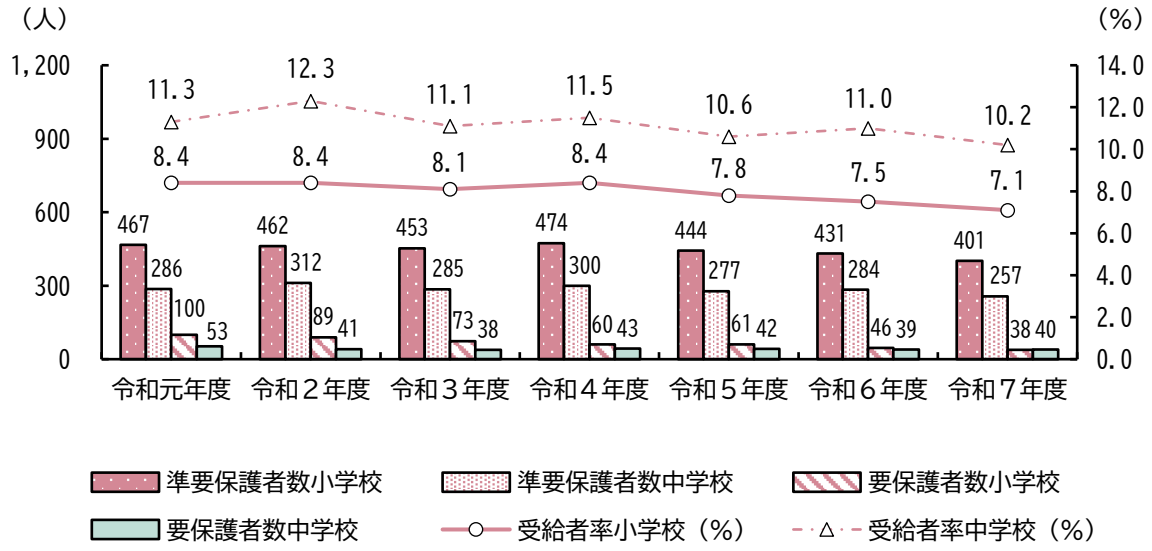
（８）要保護者・準要保護者の人数及び就学援助受給者率

要保護者数は小学校、中学校とも減少傾向にあります。準要保護者数は、小学校は減少傾向にあり、中学校は増減を繰り返しています。

また、令和７年度の小学校の要保護者数は38人、準要保護者数は401人となり、中学校の要保護者数は40人、準要保護者数は257人となっています。

就学援助受給者率は、小学校は減少傾向にあり、中学校は増減を繰り返しています。

要保護者・準要保護者の人数及び就学援助受給者率の推移



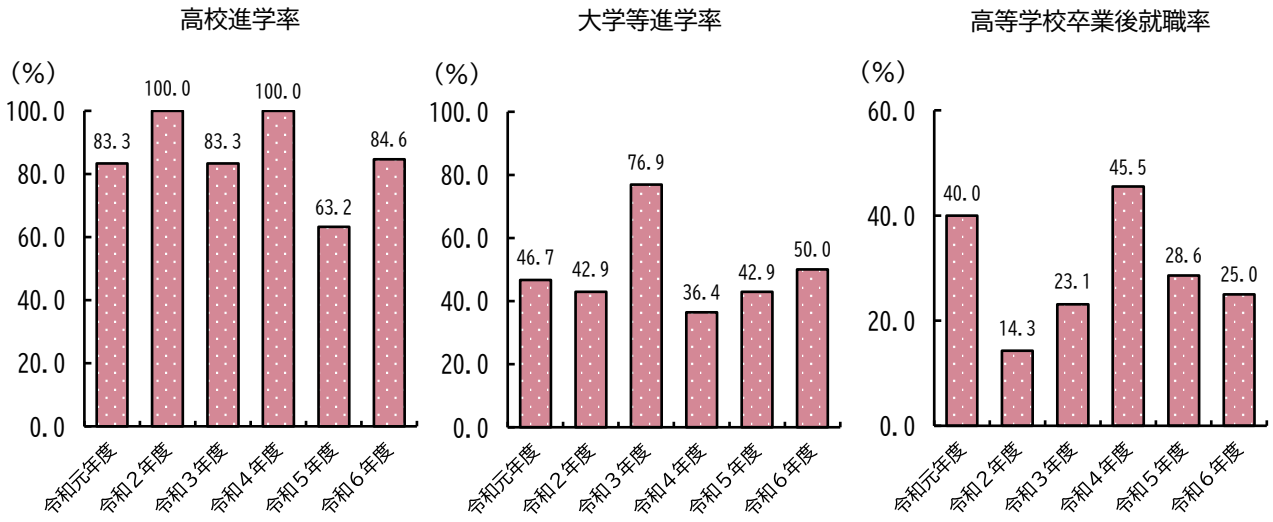
資料：庁内資料　各年度末

（９）生活保護世帯のこどもの進学率及び就職率

本市の生活保護世帯のこどもの高校進学率は、いずれも60%以上であり、令和２年度、令和４年度は100%となっています。大学等進学率は令和３年度の76.9%から令和４年度には36.4%と大きく減少していましたが、令和５年度以降増加し、令和６年度には50.0%が大学等に進学しています。

また、高校卒業後に就職した割合は令和４年度の45.5%をピークに、令和５年度以降は減少しています。

生活保護世帯のこどもの進学率及び就職率の推移



資料：庁内資料　各年度末

（10）東久留米市の小中学校におけるいじめ・不登校の状況

東久留米市の小中学校におけるいじめの認知件数は、令和６年度は小学校で1,065件、中学校で115件となっています。

また、不登校件数については小学校では増加傾向、中学校では増減を繰り返しています。

東久留米市の小中学校におけるいじめの認知件数・不登校件数

単位：件

		令和４年度	令和５年度	令和６年度
いじめ	小学校	1,164	1,198	1,065
	中学校	118	109	115
不登校	小学校	107	160	167
	中学校	184	214	210

資料：「第６回教育委員会定例会（令和７年６月２日）資料」

（11）スクールソーシャルワーカーの相談件数

スクールソーシャルワーカーの相談件数は、令和５年度以降、減少しています。

スクールソーシャルワーカーの相談件数の推移

単位：件

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校、中学校 合計の相談件数	502	456	420

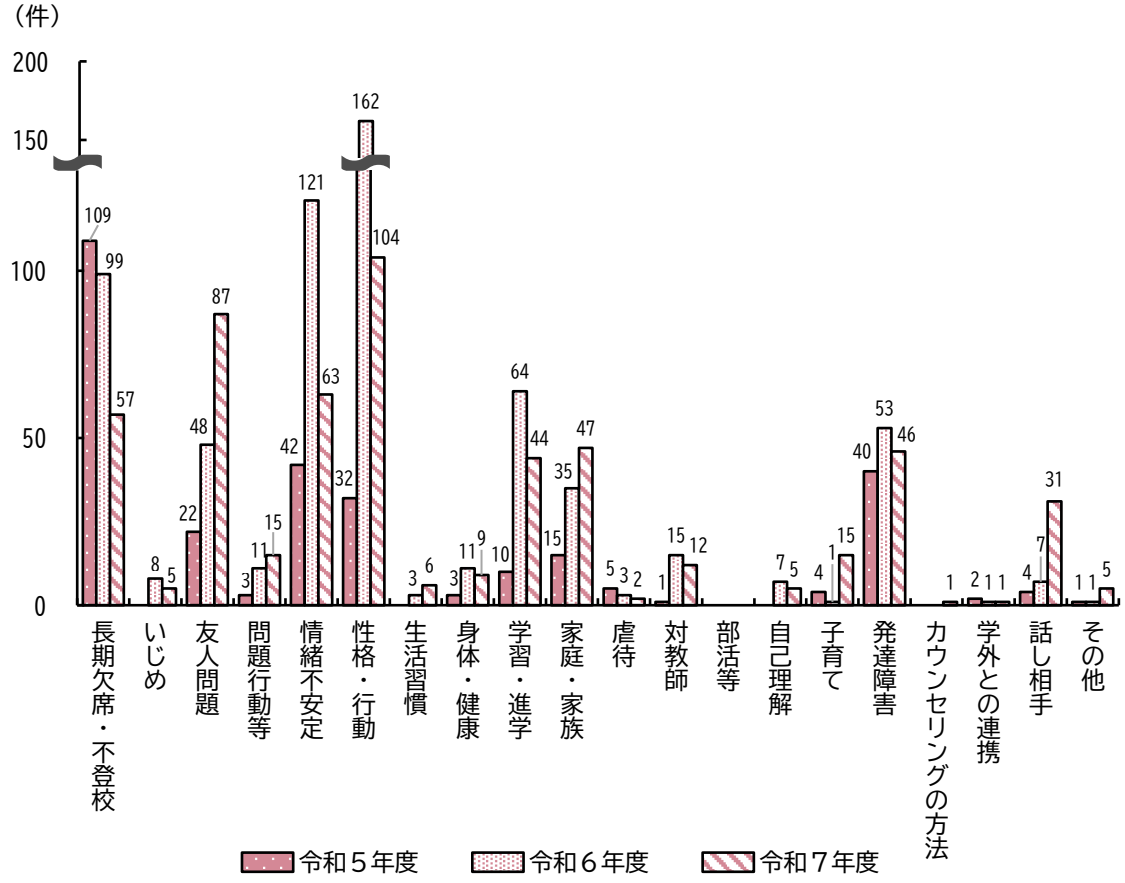
資料：庁内資料　各年度末

（12）小・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談

令和５年度、令和６年度、令和７年度の相談件数について、小学校では「友人問題」、「問題行動等」、「家庭・家族」、「話し相手」が増加、中学校では「学習・進学」の相談件数の増加がしています。

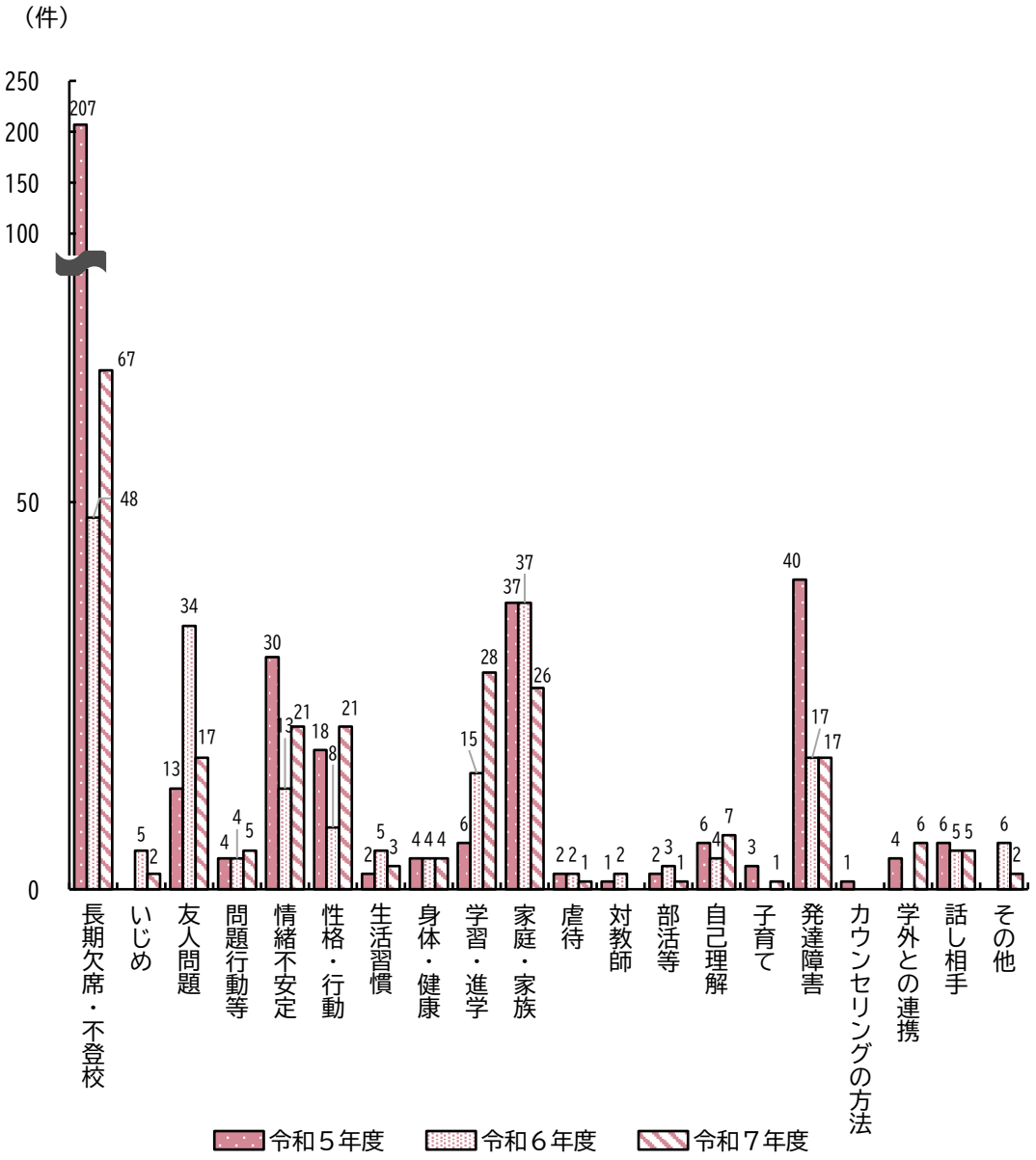
相談内容について、小学校では令和５年度は「長期欠席・不登校」、令和６年度、令和７年度は「性格・行動」についての相談件数が多くなっています。一方、中学校では各年度で「長期欠席・不登校」の相談件数が多くなっています。

小学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数



資料：庁内資料　各年度末

中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数



資料：庁内資料　各年度末

小学校・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数及び割合

単位：件、％

相談内容	小学校						中学校					
	令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）
長期欠席・不登校	109	37.2	99	15.2	57	10.3	207	53.6	48	22.6	67	28.6
いじめ	0	0.0	8	1.2	5	0.9	0	0.0	5	2.4	2	0.9
友人問題	22	7.5	48	7.4	87	15.7	13	3.4	34	16.0	17	7.3
問題行動等	3	1.0	11	1.7	15	2.7	4	1.0	4	1.9	5	2.1
情緒不安定	42	14.3	121	18.6	63	11.4	30	7.8	13	6.1	21	9.0
性格・行動	32	10.9	162	24.9	104	18.7	18	4.7	8	3.8	21	9.0
生活習慣	0	0.0	3	0.5	6	1.1	2	0.5	5	2.4	3	1.3
身体・健康	3	1.0	11	1.7	9	1.6	4	1.0	4	1.9	4	1.7
学習・進学	10	3.4	64	9.8	44	7.9	6	1.6	15	7.1	28	12.0
家庭・家族	15	5.1	35	5.4	47	8.5	37	9.6	37	17.5	26	11.1
虐待	5	1.7	3	0.5	2	0.4	2	0.5	2	0.9	1	0.4
対教師	1	0.3	15	2.3	12	2.2	1	0.3	2	0.9	0	0.0
部活等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	3	1.4	1	0.4
自己理解	0	0.0	7	1.1	5	0.9	6	1.6	4	1.9	7	3.0
子育て	4	1.4	1	0.2	15	2.7	3	0.8	0	0.0	1	0.4
発達障害	40	13.7	53	8.2	46	8.3	40	10.4	17	8.0	17	7.3
カウンセリングの方法	0	0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.3	0	0.0	0	0.0
学外との連携	2	0.7	1	0.2	1	0.2	4	1.0	0	0.0	6	2.6
話し相手	4	1.4	7	1.1	31	5.6	6	1.6	5	2.4	5	2.1
貧困の問題	0	0.0	0	0.0	1	0.2	0	0.0	1	0.5	0	0.0
その他	1	0.3	1	0.2	4	0.7	0	0.0	5	2.4	2	0.9
合計	293	100.0	650	100.0	555	100.0	386	100.0	212	100.0	234	100.0

※相談件数のうち、相談者については、児童生徒、教職員、保護者、その他を含む。

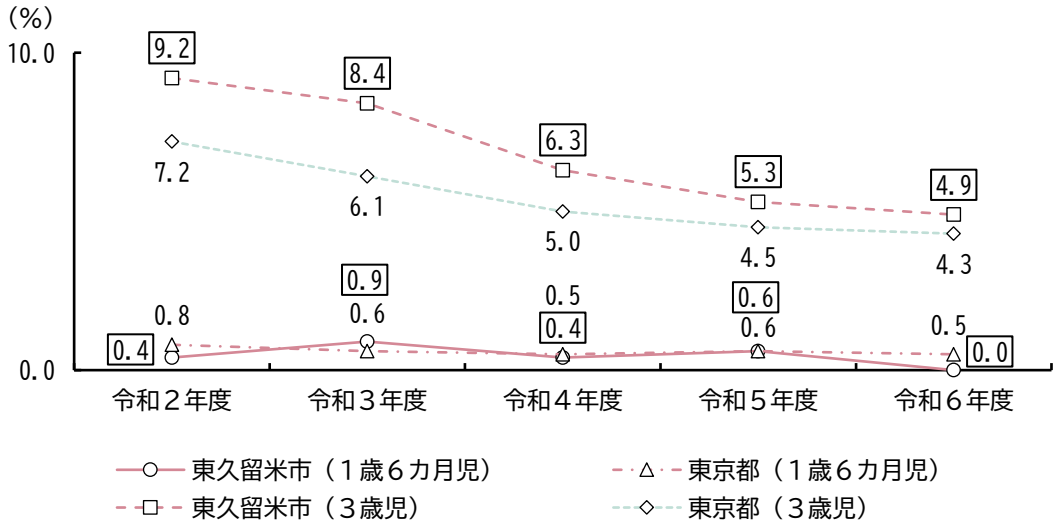
資料：庁内資料　各年度末

（13）むし歯のあるこどもの割合

本市の1歳6カ月児でむし歯があるこどもの割合は1.0%以下を維持しています。また、3歳児でも年々むし歯のあるこどもの割合は低くなっていますが、東京都を上回っています。

中学生では過去７年間で見ると、要治療者のうちの未受診者の割合が変動しつつも令和７年では3.9%と前年に比べて増加傾向になっています。

１歳６カ月児、３歳児で虫歯のあるこどもの割合の推移（東久留米市、東京都）



資料：庁内資料、東京の歯科保健(東京都保健医療局)

市内中学校における歯科健診受診者数、要治療者数、未受診者数及びその割合（中学１年生）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
受診者数（人）	852	832	772	860	825	775	813
要治療者数（人）	109	88	103	122	137	104	98
未受診者数（人）	17	30	72	43	36	28	32
要治療者のうちの未受診者の割合（%）	2.0%	3.6%	9.3%	5.0%	4.4%	3.6%	3.9%

資料：庁内資料

2 アンケート調査結果・ヒアリング結果に基づく課題整理

資料編に記載した各種調査結果に基づき、本市のこども・子育て、若者施策における課題を、下記の通り整理しました。

① こどもの権利の認知向上と主体的な意見表明・社会参画の促進について

アンケート調査結果によれば、「こどもの権利」について、「ある程度知っている」割合が小学生で34.1%、中学生で32.9%、16-17歳で40.9%、18-29歳で29.1%にとどまっています。また、市の制度や取組に「自分の考えを伝えられているか」に対し、中学生の約半数（49.5%）が「あまりそう思わない・そう思わない」と回答しています。

一方、ヒアリング調査結果では、「こども優先のまちづくり」など、こども・若者が権利の主体として意見を発信できる体制づくりを求める声も見られました。

こども・若者が権利の主体として主体的に意見を表明することができるよう、積極的に情報を発信し、啓発を進めるとともに、意見を表明できる機会づくりを進めていくことが重要です。

② 学校・教育環境の改善と確かな学び・居場所の確保について

全国学力・学習状況調査において、小学６年生各科目、中学３年生数学などで東京都平均を下回る傾向が見られます。アンケート調査結果においても、中学生の悩みの第１位が「学校の成績のこと」（49.4%）となっています。「勉強を無料で教えてくれる場所」を使ってみたい・興味があるとする割合が高い（小学生65.5%、中学生74.6%）状況なども踏まえ、こどもたちの学びを支援する取り組みの充実が求められています。

また、統計調査では、令和６年度の小中学校の不登校件数が小学校167件、中学校210件となっており、いじめ認知件数（小学校1,065件、中学校115件）も少なくない状況です。アンケート調査結果では、16～17歳において「学校が居場所になっている」と感じる割合（42.5%）が半数以下となっており、こどもが学校を安心して過ごせる場所と感じられるよう、学校や関係機関が連携した取組を進めることが重要となります。

その他、アンケート調査の自由意見やヒアリング調査では、トイレやエアコンといった学校設備を改善する要望や、雨天などでも利用できる屋内施設、交流スペースを求める意見も寄せられています。

③ 経済的困難や複雑な課題を抱えるこども・若者・家庭への支援について

生活保護率が1.84%と全国平均より高い水準で推移しています。また、アンケートの調査では、保護者の10.0%が過去１年間に「お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがあった」と回答しており、「金銭的理由で遊園地や海水浴に行けない」等の状況もみられます。自由意見においても、保護者から経済格差を埋める公的学習サポートの充実が求められるほか、若年世代から物価高や家賃負担による生活、結婚・子育てへの経済的不安が示されています。

その他、アンケート調査結果からは、家族の世話や家事を担うヤングケアラーと思われ

るこどもが存在する一方（小学生6.9%、中学生4.9%）、「ヤングケアラーという言葉や意味を知らない」層が高校生で29.0%、18～29歳で23.5%みられる状況となっています。

経済的困難や複合的な課題を抱えるこども・若者や子育て家庭が、必要な支援につながることができるよう、関係機関と連携した取組を推進していくことが重要です。

④　安心して子育てができる環境づくりについて

アンケート調査では、保護者の約３割（28.5%）が病気や用事の際に「頼れる親族・友人がいない」と回答しています。また、市の子育て支援制度について「制度自体を知らなかった」層も一定数みられます。一方で、自由意見では、予防接種助成、所得制限の撤廃・緩和を求める声などがみられる状況です（32頁）。市の支援制度を一層周知するなどして、保護者の子育ての負担や不安の軽減に向けた取組を進めていくことが重要になります。

⑤　安全・安心な環境づくりや居場所の確保・体験機会の充実について

ヒアリング調査においては、「自然環境・湧水」「公園」が市の大きな魅力・誇りである一方、「大型遊具やアスレチック整備」「イベントと体験活動」「安全・治安・災害対策」など、生活インフラと体験機会の向上が提案されています。

これらの意見を踏まえた、本市の自然環境や既存の公園等の活用、関係機関と連携した安全・安心な環境づくり、体験機会の充実に取り組んでいくことが重要になります。

3　計画策定に向けた現状と課題

（1）すべてのこどもへの支援に関する課題

こども・若者の意見を聞く機会を設け、まちづくりの検討に活かすことが求められています。また、家庭や学校に限らず、こども・若者がのびのびと安心して過ごすことのできる居場所づくりを、地域と連携しながら進めていくことも必要です。そしてこども・若者が安心して将来の夢や目標に向かうことができるよう、切れ目のないサポート体制を充実させることが望まれています。

（2）こどものライフステージ別の支援に関する課題

ライフステージ別の支援においては、年齢層ごとの環境の変化に合わせた、以下のような対応が求められています。

誕生前～幼児期…　こどもがすこやかに成長するための保健サービスの充実と・医療機関との連携、ニーズに応じた保育環境づくり。

学童期・思春期…　学校生活における学校施設の計画的な改善と放課後等に安心して過ごせる居場所づくり。学習面、精神面におけるきめ細やかな支援と格差の無い多様な学習・活動機会の確保。

青年期…　社会的自立に向けた関係機関と連携した相談・就労支援。

（3）子育て家庭への支援に関する課題

子育て家庭への支援においては、社会情勢の変化に対応する生活基盤の安定に向けた支援と、成育機会の格差への対応が求められます。家庭の経済状況に左右されず、こどもが多様な活動や体験を得られる仕組みづくりが課題となっています。

多様化する育児負担に応じた、適切な支援につながる相談体制が必要です。保護者の孤立を防ぐため、必要な情報へ柔軟にアクセスでき、関係機関が連携して子育て家庭を支える支援ネットワークづくりが求められています。

家庭内に潜在する複合的な課題の早期発見と、重層的な連携支援も重要です。福祉的ニーズやこども自身が負担を抱える状況を地域で把握し、関係機関が連携して支える体制の強化が課題となっています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

（仮）こどもまんなかの未来　～みんなが主役、希望がつながる東久留米～

東久留米市は、市民が互いに支え合う中で、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指しております。

これまでに行ってきたさまざまな調査から、こども・若者たちからは、不安なく学び続けたいという願いや、学校や家庭以外にも心安らぐ居場所を求める声が寄せられています。また、自らの意見を自由に表明し、社会の一員としてその声が受け止められることを求める声も見受けられます。こうしたこども・若者たちの思いに真摯に向き合い、一人ひとりが自らの可能性を広げ、未来に希望を抱いて歩んでいける環境を整えていくことが大切です。地域全体でこどもの声を大切に受け止め、誰もが自分らしく輝ける社会を築いてまいります。

2 計画の目指す姿と基本的な考え方

東久留米市のすべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のために、以下の６つをこども施策の基本的な考え方として掲げます。

- ○ すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ○ すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ○ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ○ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3 基本目標と施策の方向性

市の事務事業と、こども大綱の「ライフステージを通した重要事項」「ライフステージ別の重要事項」を掛け合わせ、５つの基本目標（柱）を設定しました。

基本目標１　こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、最善の利益を図るとともに、児童虐待防止対策の強化、いじめ防止、体罰や不適切な指導の防止を推進し、権利が侵害されることのないよう努めます。

また、こども・若者が自らの意見を表明し、まちづくりに参画できる機会づくりを進めます。その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、施策に反映させるための取組を進めることで、当事者が社会への影響力を発揮し、希望と意欲に応じて未来を切り開いていけるよう取り組みます。

基本目標２　こどもが健やかに成長できるまち

こどもの誕生前から青年期まで、ライフステージに応じて切れ目なく、一人一人の成長と自立を社会全体で支援します。ウェルビーイングの基礎を培う乳幼児期から、保健サービスの充実と健やかな成長を支える医療機関との取組、遊びの充実を図り、多様な体験を通じて自己肯定感や生き抜く力を育めるよう取り組みます。安心して学び、希望と意欲に応じて夢にチャレンジできる学校教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

こども・若者が将来に見通しを持ち、自分らしく社会生活を送れるよう、ライフステージを通じて社会全体で支え、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

基本目標３　すべてのこども・若者を支えるまち

こども・若者は、置かれている環境にかかわらず、差別や孤立、貧困に苦しむことなく、安全に安心して暮らせる権利があります。困難な状況にあるこども・若者や家庭に寄り添い、その特性や状況に応じて必要な支援につなげます。

また、貧困の連鎖の防止に向けた取組を進めます。障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、社会的養護のもとで育つこども、ヤングケアラーなどの早期発見と関係機関と連携した支援を推進し、一人一人が幸せな生活（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指します。

基本目標４　安心してこどもを育てられるまち

子育て当事者が抱く経済的な不安、孤立感、仕事との両立に関する悩みの軽減を図り、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

国や東京都の制度とあわせ、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るとともに、地域や社会全体で家庭教育を支える取組を進めます。また、多様な価値観を尊重し、事業者等への周知・啓発を含め、仕事と生活を調和させながら男女ともに主体的に育児に参画できる環境づくりを推進することで、子育てに伴う喜びを実感できるまちを目指します。

基本目標５　地域全体でこどもを支えるまち

こども・若者が、周囲のおとなや社会に支えられ、健やかに成長できるよう、地域の多様な主体と連携しながら、こども・若者を見守り支える地域づくりを進めます。

警察や学校、地域団体等と連携し、犯罪や事故、有害情報から守られる安全・安心な環境づくりを推進するとともに、多様な体験活動や遊びの機会を通じて、こども・若者が自己肯定感を高め、自らの可能性を広げられるよう取り組みます。

こども・若者のSOSに周囲が気づくことができるよう、地域や関係機関と連携した見守りを進めるとともに、支援にアクセスしやすくするための周知を図り、必要な人が支援につながりやすい環境づくりを進めることで、誰もが自分らしく生活できるまちを目指します。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
（仮）こどもまんなかの未来 ～みんなが主役、希望がつながる東久留米～	1 こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち	（1）こどもの権利の保障と啓発
		（2）社会参画・意見表明の促進
	2 こどもが健やかに成長できるまち	（1）誕生前～幼児期
		（2）学童期・思春期
		（3）青年期
	3 すべてのこども・若者を支えるまち	（1）こどもの貧困対策
		（2）障害児・医療的ケア児等への支援
		（3）社会的養護・ヤングケアラー等への支援
	4 安心してこどもを育てられるまち	（1）経済的負担の軽減
		（2）地域子育て支援と家庭教育支援
		（3）多様な家庭への支援とチーム育児の推進
	5 地域全体でこどもを支えるまち	（1）安全・安心な環境整備
		（2）多様な体験・活躍の機会づくり
		（3）こども施策の共通基盤となる取組

第4章

施策の展開

1 基本目標１　こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち

施策の方向性(1) こどもの権利の保障と啓発

概要と趣旨：こども基本法の基本理念に則り、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、いかなる環境にあっても差別されず、基本的な人権が保障される社会の実現に向けた取組を進めます。こどもの権利侵害や、家庭・学校・地域等における不適切な関わりの防止に向けて、社会全体の理解を深めるための周知・啓発活動を推進します。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
こどもの権利の保障と啓発 ■こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	人権啓発事業	総務課
	東久留米市子ども・子育て会議運営等事業	こども家庭センター

施策の方向性(2) 社会参画・意見表明の促進

概要と趣旨：こども・若者が、年齢や発達の程度に応じて自分自身に関係する事柄に意見を表明し、社会の多様な活動に主体的に、かつ安心して参加できる機会づくりを進めます。デジタルツールをはじめとした多様な手法を用い、当事者の生の声を集約し、市の施策やまちづくりへ反映させる循環体制の推進に努めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
社会参画・意見表明の促進	市民参加推進事業	企画調整課
	東久留米市子ども･子育て会議運営等事業	こども家庭センター

2 基本目標２　こどもが健やかに成長できるまち

施策の方向性(1) 誕生前～幼児期

概要と趣旨：妊娠前から出産、幼児期に至るまでの重要な初期段階において、心身の健康と成育環境を守るため、切れ目のない保健・医療・相談支援に取り組みます。また、乳幼児の健やかな育ちを支えるため、身近な地域における多様な遊びの機会づくり、保護者が孤立することなく子育てできる環境づくりを進めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
誕生前～幼児期	母子健康手帳交付事業 母子保健事業に係る家庭訪問･面接･電話相談事業 育児相談事業 両親学級･妊婦歯科検診事業 離乳食･幼児職教室事業 子育て応援アプリ運用事業 子どもグループ事業 産婦･乳幼児健康診査事業 母子委託健診事業 乳児全戸訪問事業 乳幼児発達健康診査事業 乳幼児歯科相談事業 未熟児養育医療の給付事業 2歳児歯科健診事業 子ども相談事業 歯科保健普及啓発事業	健康課
	乳幼児医療費助成事業 児童の居場所づくり事業 児童館管理運営事業	児童青少年課
	産後ケア事業 妊婦のための支援給付事業 妊婦等包括相談支援事業 地域子育て支援センター事業 こども家庭センター運営事業(子育てひろば事業、多胎児ピアサポート事業等)	こども家庭センター
	デマンド型交通運行事業	道路計画課

施策の方向性(2) 学童期・思春期

概要と趣旨：小学生から中学生・高校生等の思春期にあるこどもたちが、安心して豊かな学びを享受できるよう、小・中学校の教育環境の計画的な維持・改善に努めます。
また、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現のため、コミュニティスクール（学校運営協議会）や地域学校協働活動の一体的な推進に取り組みます。
こどもの心身の不安に寄り添う多様な居場所の整備に向けて、本地域におけるニーズの把握や先進事例の調査・研究を進めるとともに、行政と民間事業者等との連携のあり方について検討します。

【コラム】コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは
急速な社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く状況は多様化・複雑化しており、こどもたちの「生きる力」を育むためには、学校や教員だけではなく、保護者や地域住民等の経験やスキルを活かして地域全体でこどもたちを育てていくことが必要です。
コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校運営協議会を通して教育に対する課題や目標を共有し、熟議することで、地域と一体となってこどもたちを育む学校づくりをすすめる仕組みです。
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、「学校を核とした地域づくり」の実現を図っていきます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
学童期・思春期 ■こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育環境の整備等	教育委員会会議運営事務 教育委員会連合会参画事務 教育委員会交際事務 教育長会参画事務 教育委員会報作成事務 点検・評価報告書作成事務 総合教育会議開催事務 小学校運営事務 小学校施設維持管理事業 小学校教育振興事務 小学校特別支援教育物品整備事務 小学校保健衛生物品整備事務 小学校改修事業 中学校運営事務 中学校施設維持管理事業 中学校教育振興事務 中学校特別支援教育物品整備事務	教育総務課

	中学校保健衛生物品整備事務 中学校改修事業	
	小学校環境衛生管理事業 小学校給食事業 小学校給食施設維持管理事業 小学校給食施設衛生管理事業 小学校給食施設整備事業 小学校給食調理業務委託事業 小学校給食配送事業 中学校環境衛生管理事業 中学校給食事業 中学校学校給食施設維持管理事業 学校給食における地場産農作物活用事業 小学校災害共済保険加入事業 中学校災害共済保険加入事業	学務課
	いじめ問題対策事業 生活・進路指導事業 教員研修事業 教育センター維持管理事業	指導室
■居場所づくり	野火止地区センター図書室維持管理事業 コミュニティ図書室運営事業	地域振興課
	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	福祉総務課
	学童保育所管理運営事業 児童の居場所づくり事業 児童館管理運営事業	児童青少年課
	不登校対策事業	指導室
	放課後子供教室推進事業 地域学校協働活動推進事業 生涯学習センター管理運営事業	生涯学習課
	図書館管理運営事業	図書館
■小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	薬物乱用防止推進事業	健康課
	義務教育就学児医療費助成事業 高校生等医療費助成制度	児童青少年課
	小学校定期健康診断事業 小学校学校医等配置事業 口腔衛生指導事業 中学校定期健康診断事業 中学校学校医等配置事業 就学時健康診断事業	学務課

	教育相談事業 スクールソーシャルワーカー配置事業 特別支援対象児就学事業 小学校特別支援学級支援事業 中学校特別支援学級支援事業 スクールカウンセラー配置事業	指導室
■成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	小学校音楽鑑賞教室事業 小学校図書館運営支援事業 小学校移動教室事業 外国人による小学校英語教育事業 小学校英語活動事業 中学校音楽鑑賞教室事業 中学校図書館運営支援事業 中学校移動教室事業 外国人による中学校英語教育事業 情報教育支援事業 教育活動支援事業 学力パワーアップサポート事業 部活動支援事業 日本語学習指導事業 水泳活動支援事業 連合音楽会事業	指導室

施策の方向性(3) 青年期

概要と趣旨：成年年齢を迎える前後の高校生・大学生から社会人を含む若者世代が、経済的・社会的に自立し、自らの可能性を最大限に広げていけるよう支援します。
様々な悩みや生活上の不安を抱えて孤立しがちな若者やその家族のために、気軽に相談できる窓口や支援機関に関する情報提供に努めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
青年期 ■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	就労支援事業	地域振興課

3 基本目標３　すべてのこども・若者を支えるまち

施策の方向性(1) こどもの貧困対策

概要と趣旨：生まれ育った家庭の経済的状況が、こどもの将来の選択肢や教育・成長の機会を狭めることがないよう、関係機関と連携し、生活困窮世帯に対する生活支援と、こどもの学習機会の確保に向けた取組を進めます。
また、経済的困窮に伴うこどもの孤立や自己肯定感の低下を防ぐため、国や東京都の制度に基づく金銭的な給付等の公的扶助の実施に加え、学習支援や、地域団体等と連携した多世代と交流できる居場所づくりなど、福祉的な視点からこどもの育ちを支える環境づくりを進めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
こどもの貧困対策	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	福祉総務課
	生活保護世帯健全育成等事業	生活福祉課
	児童扶養手当支給事業 こども食堂事業	児童青少年課

施策の方向性(2) 障害児・医療的ケア児等への支援

概要と趣旨：障害のあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもたちが、住み慣れた地域において、特性や発達に応じた支援を受けられるよう、福祉・医療・教育等が連携して支援できる体制づくりに努めます。
また、早期の気付きから専門的なアプローチ、さらには家族の負担軽減（レスパイト）まで、関係機関が協力して支援につなげられるよう、ネットワークのあり方について、検討を進めていきます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
障害児・医療的ケア児等への支援	難病･小児慢性疾患受付事務 中等度難聴児発達支援事業 自立支援医療(更生･育成)費給付事業 障害者(児)補装具給付事業 重症心身障害児(者)通所運営費補助事業 施設維持管理事業(児童発達支援センター) 児童発達支援事業 発達相談事業	障害福祉課
	大気汚染医療費助成受付事務	健康課

	特別支援対象児就学事業 小学校特別支援学級支援事業 中学校特別支援学級支援事業 特別支援学級通学用自動車運行事業	指導室

施策の方向性(3) 社会的養護・ヤングケアラー等への支援

概要と趣旨：社会的養護を必要とするこどもについて、児童相談所等の関係機関と連携し、必要な支援につなげます。
本来大人が担うべき家事や家族の世話（きょうだいの世話、祖父母の介護、感情的なケア等）を日常的に引き受けているヤングケアラーについて、学校・福祉・地域等が連携して早期に気づき、必要な支援につなげる方法を検討していきます。こどもの学びの機会や健やかな成長の時間が確保されるよう支援のあり方を検討します。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
社会的養護・ヤングケアラー等への支援	包括的支援事業･任意事業	介護福祉課
	要保護児童対策地域協議会 こどもショートステイ事業 子育て世帯訪問支援事業 ヤングケアラー実態把握のためのアンケート調査	こども家庭センター

【コラム】ヤングケアラーとは
　ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。責任や負担の重さにより、友だち関係や学校生活(勉強やクラブ活動等)などに影響が出ることがあります。また、本人や保護者が「当たり前」のことだと思っていたり、家庭内の問題であるため人に言いにくいというケースも多く、表面化しづらいという特徴があります。そのため、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に把握し、多機関連携による見守り・支援を行うことが求められています。

4 基本目標４　安心してこどもを育てられるまち

施策の方向性(1) 経済的負担の軽減

概要と趣旨：安心して子育てができるよう、妊娠・出産期から義務教育終了までに生じる多様な経済的負担について、国や東京都の制度に基づく負担の軽減について周知します。

手当の着実な支給に加え、各種医療費の助成や実費負担の補填など、実効性のある多角的な支援を提供し、子育て世代の安心を経済面から支えます。

施策	主な事業	主な所管課
経済的負担の軽減	認可外保育施設入所児童保護者助成事業 給食費等実費徴収に係る補足給付事業 幼稚園保護者助成事業	保育幼稚園課
	児童扶養手当支給事業 児童育成手当支給事業 ひとり親家庭住宅手当助成事業 入院助産の実施事業 児童手当支給事業 乳幼児医療費助成事業 義務教育就学児医療費助成事業 高校生等医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成事業	児童青少年課
	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	学務課

施策の方向性(2) 地域子育て支援と家庭教育支援

概要と趣旨：孤立しがちな現代の子育て家庭を地域全体で支えるため、地域の多様な主体と連携しながら、身近な地域における多様な子育て支援の推進と、子育てに関する情報提供の充実を図ります。家庭が抱える育児への不安や戸惑いに対し、身近なところで相談できるよう、地域と連携して家庭を支える取組を進めます。

施策	主な事業	主な所管課
地域子育て支援と家庭教育支援	認定こども園・幼稚園運営支援事業 地域型保育事業運営支援事業 認証保育所等運営費補助事業 延長保育事業 私立保育園運営支援事業 公立保育園運営事業 公立保育園給食事業 公立保育園施設管理事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 地域の子育て支援事業 乳児等通園支援事業	保育幼稚園課

	母子保護の実施事業 ファミリー・サポート・センター事業 児童の居場所づくり事業 児童館管理運営事業 こども食堂事業	児童青少年課
	東久留米市子ども・子育て会議運営等事業 こども家庭センター運営事業 地域子育て支援センター事業 利用者支援事業(特定型)	こども家庭センター

施策の方向性(3) 多様な家庭への支援とチーム育児の推進

概要と趣旨：ひとり親家庭をはじめとする多様な背景を持つ世帯に対し、状況に応じたきめ細かな生活支援を行い、経済的・精神的な孤立の防止に努めます。同時に、性別にかかわらず誰もが主体的に家事・育児へ参画できるよう、家族で協力しあって子育てを行う「チーム育児」の考え方について、普及啓発を進めます。

施策	主な事業	主な所管課
多様な家庭への支援とチーム育児の推進 ■共働き・みんなで子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	男女共同参画啓発・研修事業 男女共同参画情報誌発行事業	総務課
■ひとり親家庭への支援	児童扶養手当支給事業 児童育成手当支給事業 ひとり親家庭住宅手当助成事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 母子・父子家庭自立支援給付事業 ひとり親ホームヘルプサービス事業	児童青少年課

5 基本目標５　地域全体でこどもを支えるまち

施策の方向性(1) 安全・安心な環境整備

概要と趣旨：こどもが日常生活を送る通学路、公園、公共施設などにおいて、警察や学校、地域等の関係機関と連携しながら犯罪や交通事故、災害等のリスクを抑制した安全・安心な地域環境をハード・ソフトの両面から整えていきます。また、近年深刻化するインターネット上の消費者トラブルや有害環境からこども・若者を保護し、健全な情報社会の活用能力を育むために周知・啓発に努めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
安全・安心な環境整備	消費者相談事業 消費者啓発事業	地域振興課
	防犯協会支援事業	防災防犯課
	更生福祉協力員支援事業	福祉総務課
	薬物乱用防止推進事業 自殺対策事業	健康課
	かけこみハウス事業	児童青少年課
	交通安全対策啓発事業 新入学児童交通安全指導事業	管理課
	登下校時安全確保事業 通学路防犯カメラ設置事業	学務課
	資料情報の提供･管理事業 図書館管理運営事業	図書館

施策の方向性(2) 多様な体験・活躍の機会づくり

概要と趣旨：こども・若者が、学校や家庭の枠を超えて多様な文化、芸術、スポーツ、科学技術などに触れ、自らの知的好奇心や可能性を広げられる機会づくりを進めます。
また、公園などの身近な屋外空間をはじめ、湧水、河川、雑木林、緑地といった本市の豊かな自然環境を活用し、こどもがのびのびと遊び、自然に親しみながら学べる体験活動の充実を図ります。
さらに、地域の歴史や自然に触れる生涯学習の推進や、地域学校協働活動による地域との連携、ボランティア活動などを通した多世代交流を促すことで、地域社会全体でこどもたちの成長を温かく支えていく環境づくりを進めます。

施策の方向性	主な事業	主な所管課
多様な体験・活躍の機会づくり	多摩六都科学館事業 多摩北部広域子ども体験塾事業	企画調整課

	公園維持管理事業 公園整備事業	環境政策課
	児童の居場所づくり事業 児童館管理運営事業	児童青少年課
	地域子育て支援センター事業 こども家庭センター運営事業	こども家庭センター
	教育委員会生徒表彰事業	指導室
	生涯学習委託事業 放課後子供教室推進事業 地域学校協働活動推進事業 生涯学習センター管理運営事業 郷土資料室運営事業 文化財普及事業 スポーツ推進委員会運営事業 市町村総合体育大会参加支援事業 スポーツ教室事業 スポーツ大会事業 スポーツセンター管理運営事業	生涯学習課
	資料情報の提供・管理事業 子ども読書活動推進事業 図書館管理運営事業	図書館

【コラム】緑と人がつながる東久留米の公園づくり

東久留米市では、こどもたちがのびのび遊べる環境づくりが進められています。その一環として、幸町一丁目都営住宅内広場（しあわせ広場）に防球ネットが整備され、「ボール遊びのできる広場」として利用できるようになりました。市民のワークショップや投票によって名称が決定されたこの広場のように、地域と行政が一体となった身近な遊び場や緑豊かな空間づくりが、着実に実を結んでいます。また、令和7年9月には、小山第2緑地（愛称：ボール大王公園）を「ボール遊びができる公園」として開放しました。





施策の方向性(3) こども施策の共通基盤となる取組

概要と趣旨：本計画に掲げる多様な施策を安定的かつ持続可能なものとするため、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を活用した各種手続における負担軽減や情報発信の最適化を行い、必要な支援が必要な人に届く仕組みづくりに努めます。
また、地域におけるこども・若者の支援にかかわる人材の確保・育成に努めます。

施策	主な事業	主な所管課
こども施策の共通基盤となる取組	デジタル田園都市国家構想総合戦略推進事業	企画調整課
	民生･児童委員支援事業	福祉総務課
	東久留米市青少年問題協議会運営事業 中学校地区青少年健全育成協議会支援事業	児童青少年課
	東久留米市子ども･子育て会議運営等事業	こども家庭センター

【コラム】みんなが主役！ すべてのこどもが健やかに育つまちへ ～こどもの権利と私たちの役割～

1.「こどもの権利」ってなに？

世界中どこにいても、すべてのこどもには、生まれながらにして大切にされる権利があります。これをまとめたのが 1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約」です。これによってこどもは、ただ大人に守られるだけでなく、「ひとりの大切な人間」として尊重される存在と明らかにされました。具体的には、生きる権利、元気に育つ権利、危ないことから守られる権利、そして自分の気持ちを伝える権利などがあります。

2. みんなの「声」がもたらすもの

こどもの権利を守るために、今とても大切にされているのが「意見を表明すること（気持ちを伝えること）」と「参加すること」です。「こうしたいな」「ここを直してほしいな」というこども･若者たちの声は、まちや社会をよくするための大切な力です。そして、こども･若者たちが自分の意見を表し、それが受け止められる経験は、自己肯定感をはぐくみ、主体的な大人として成長するために欠かせません。

市では、みなさんの意見をどうやって聴いていけばいいかを話し合い、その声をまちづくりに生かせるように取り組んでいるところです。

3. 大人、社会の役割

一方で、「こどもの権利を守る」ということは、何でもこどもの希望通りにすることとは異なります。こどもをひとりの人格として尊重し、意見に耳を傾けながら、こどもの命や身体の安全を最優先に守り、将来の幸せを見据えて「何がこの子にとって最善か」を大人が責任をもって判断し、導いていくこともまた、大切な役割です。

そして、こどもの権利を保障し、健やかな育ちを支えるうえで、最も身近な存在である家庭環境の安定は大切な土台となります。こどもが安心できる環境のなかで育つことは何よりも大切なことです。

市では、それぞれの家庭が孤立することなく、安心して子育てに向き合える環境づくりに努めてまいります。

4つの原則	どんな権利？
1. 差別の禁止（差別のないこと）	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）	子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
3. 生命、生存及び発達に対する権利	すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
4. 子どもの意見の尊重	子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

（出典）公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

（1）子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

こども計画の推進にあたっては、組織全体でこども・若者の権利についての理解を深めるとともに、こども・若者や子育て当事者等の声を聴く機会や参画の場づくりを設けながら、各施策や事業を進めていきます。

（2）計画の周知、情報提供

こども計画の内容は市ホームページ等を通じて広く周知していきます。また施策や事業の実施状況は庁内で共有するとともに、「東久留米市子ども・子育て会議」へ定期的に報告したうえで、計画の進捗について市民の皆さまに情報提供していきます。

【コラム】東久留米市こども計画と SDGs

■「誰も取り残さない」という約束

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2030 年までに、地球上のすべての国や地域が協力して、持続可能でよりよい世界にするための国際的な目標です。先進国も、そうでない国も関係なく、みんなで一緒に取り組むことになっています。

この SDGs で特に大切にされているのが「誰一人取り残さない」というルールです。この考え方は、東久留米市が目指す「こどもまんなか社会」と深く共鳴するものです。

どんな環境に生まれたこどもや若者も、一人ひとりの人権や意見が大切にされ、将来にわたって笑顔で幸せ（ウェルビーイング）に暮らせるようにすることは、私たちが最も大切にしたいことです。

■ 未来を担うこどもたち

SDGs が掲げる 2030 年、そしてその先の社会（ポスト SDGs）を創っていくのは、今を生きるこどもや若者たちです。すべてのこども・若者たちは、守られる存在であると同時に、これからの未来を担う大切な主役であり、その健やかな成長を支えることは、東久留米市の持続可能性を高める最も大切な基盤なのです。

■地域から、持続可能な社会へ

東久留米市でこどもや子育て家庭を支えていく一つひとつの歩みは、世界中が目指す大きな目標としっかりつながっています。

市では、長期総合計画や、ほかの計画をふまえながら、すべてのこども・若者が笑顔でいられ、安心して自分の未来を描けるまちづくりを進めること、そして大人が子育ての喜びを実感できる環境づくりを支えることで、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指してまいります。

目標番号	SDGs の正式名称	目指す姿
1	貧困をなくそう	経済的な不安がある家庭へのサポートや、すべてのこどもの成長に必要な環境をととのえる。
3	すべての人に健康と福祉を	病気やけがの予防、安心して医療にかかれる環境をつくる。
4	質の高い教育をみんなに	学校の環境をよくし、誰もが等しく学び、挑戦できる土台をつくる。
8	働きがいも経済成長も	保護者が働きやすい環境をととのえ、地域全体で子育てを支える。
11	住み続けられるまちづくりを	公園や道路の安全をまもり、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちをつくる。
16	平和と公正をすべての人に	人権をまもり、誰もが暴力から守られ、自分の意見を安心して言える環境をととのえる。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	こども、大人、学校、地域、市などがしっかり手をつないで、よりよいまちづくりをすすめる。

SDGS のアイコンを入れてもらう

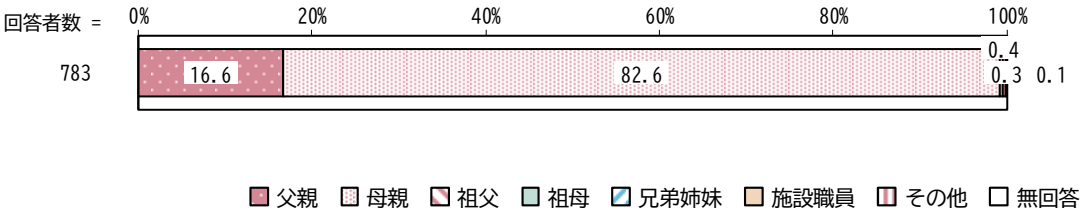
資　料　編

（市民アンケート結果、児童館等での意見聴取結果に加え、関係法令等を掲載予定）

1 アンケート調査結果等からみえる現状

（１）保護者

①　お子さんとあなた（回答者）との関係



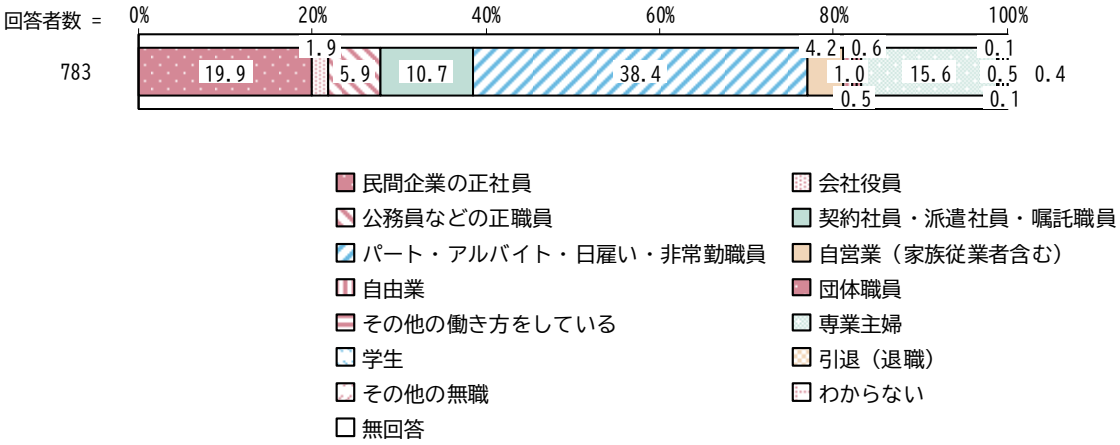
なお、選択肢ごとの数値は下記の通りです。

父親：16.6%　　母親：82.6%　　祖父：0.0%　　祖母：0.0%

兄弟姉妹：0.0%　施設職員：0.4% その他：0.3%　　無回答：0.1%

②　お母さまの現在のご職業と就業形態

「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が38.4%と最も高く、次いで「民間企業の正社員」の割合が19.9%、「専業主婦」の割合が15.6%となっています。



なお、選択肢ごとの数値は下記の通りです。

民間企業の正社員：19.9%　　会社役員：1.9%

公務員などの正職員：5.9%　　契約社員・派遣社員・嘱託職員：10.7%

パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員：38.4%

自営業（家族従業者含む）：4.2%　自由業：1.0%

団体職員：0.5%　　その他の働き方をしている：0.6%

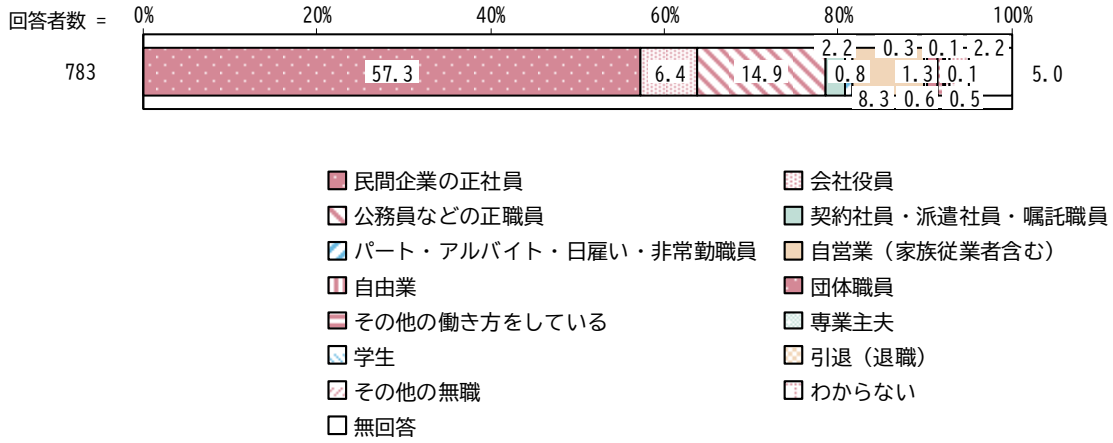
専業主婦：15.6%　　学生：0.1%

引退（退職）：0.0%　　その他の無職：0.5%

わからない：0.1%　　無回答：0.4%

③　お父さまの現在のご職業と就業形態

「民間企業の正社員」の割合が57.3%と最も高く、次いで「公務員などの正職員」の割合が14.9%となっています。

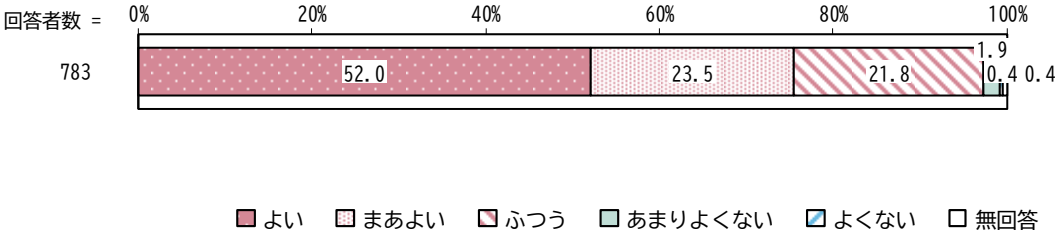


なお、選択肢ごとの数値は下記の通りです。

民間企業の正社員：57.3%　　会社役員：6.4%
公務員などの正職員：14.9%　　契約社員・派遣社員・嘱託職員：2.2%
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員：0.8%
自営業（家族従業者含む）：8.3%　　自由業：0.3%
団体職員：1.3%　　その他の働き方をしている：0.6%
専業主夫：0.0%　　学生：0.1%
引退（退職）：0.1%　　その他の無職：0.5%
わからない：2.2%　　無回答：5.0%

④　お子さんの健康状態

「よい」「まあよい」を合わせた“よい”の割合が75.5%、「あまりよくない」「よくない」を合わせた“よくない”の割合が2.3%となっています。

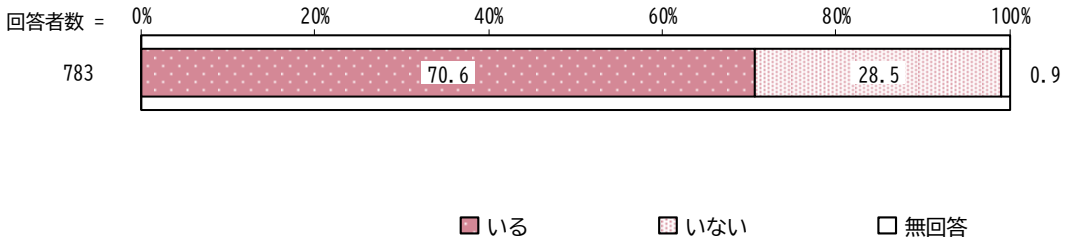


なお、選択肢ごとの数値は下記の通りです。

よい：52.0%　　まあよい：23.5%
ふつう：21.8%　　あまりよくない：1.9%
よくない：0.4%　　無回答：0.4%

⑤　お子さんが病気のときや、ご自身の用事のときなどに頼れる親族や友人などの有無

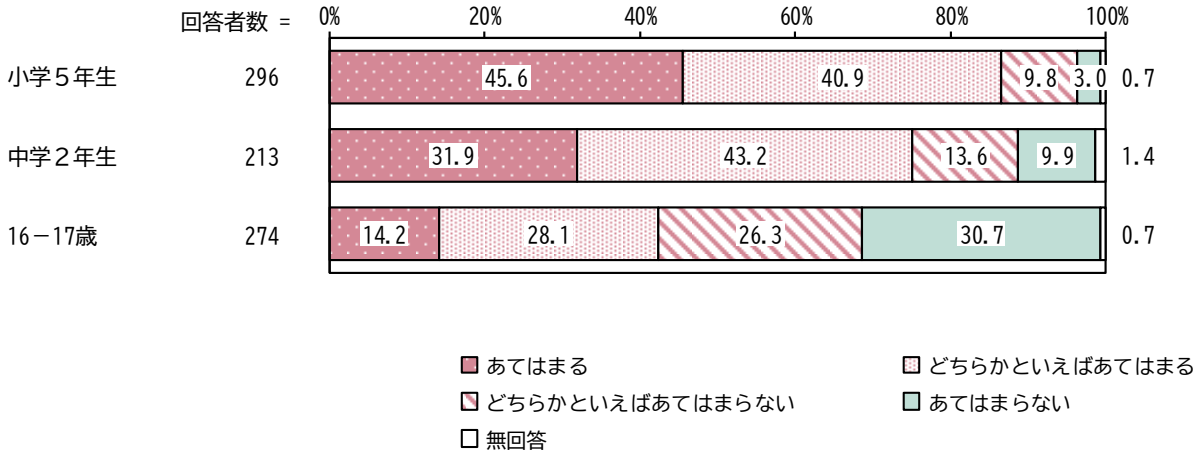
「いる」の割合が70.6%、「いない」の割合が28.5%となっています。



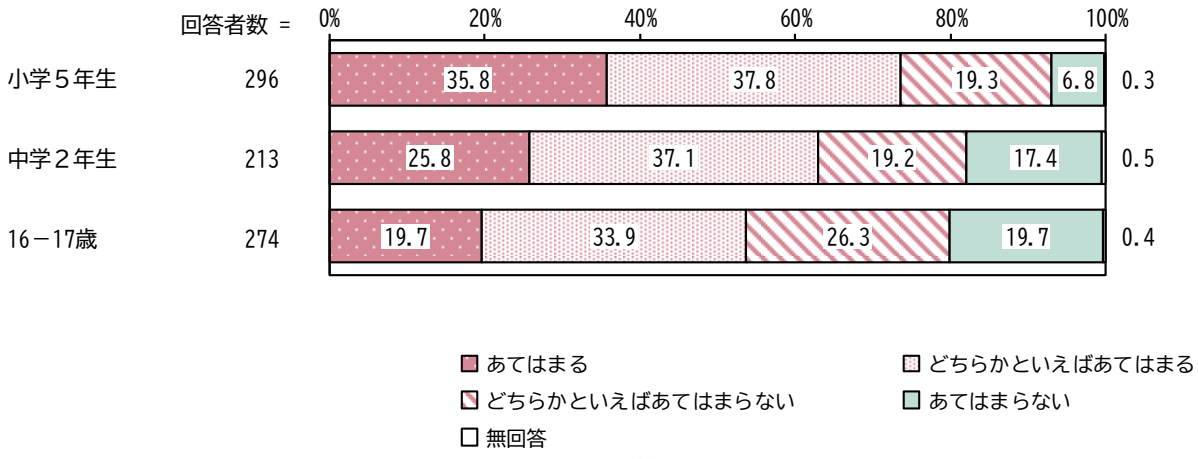
⑥　お子さんのかかわり方について

『３ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた』で「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた“あてはまる”が高くなっています。一方、『２ お子さんに本や新聞を読むように勧めている』で「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた“あてはまらない”が他の設問よりも高くなっています。また、16-17歳のみ『１ テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている』で“あてはまらない”割合が高くなっています。

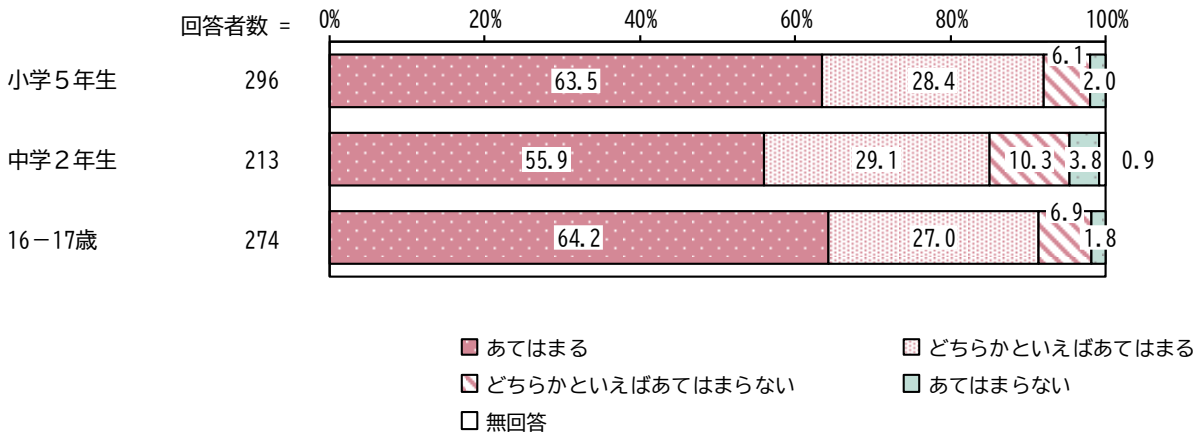
１　テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている



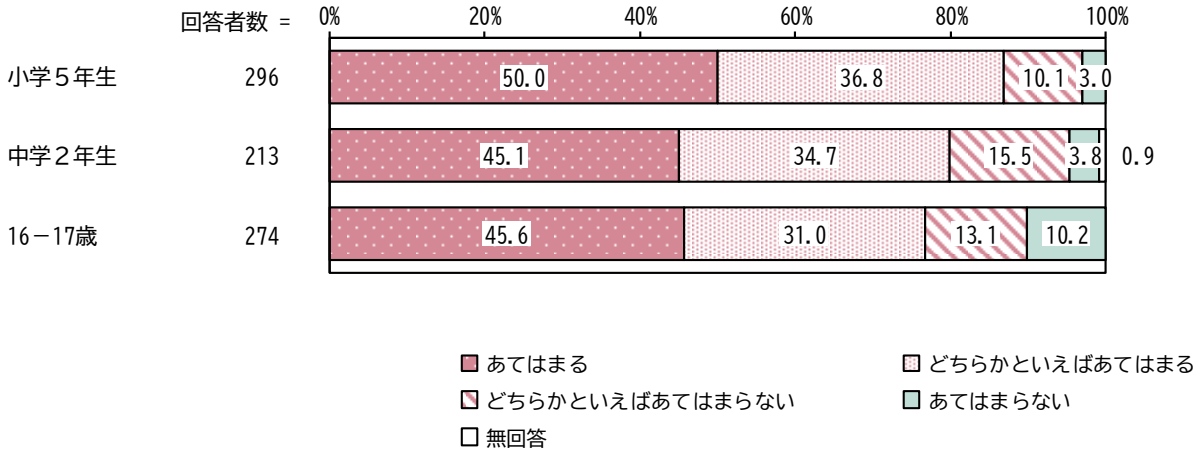
２　お子さんに本や新聞を読むように勧めている



3　お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた

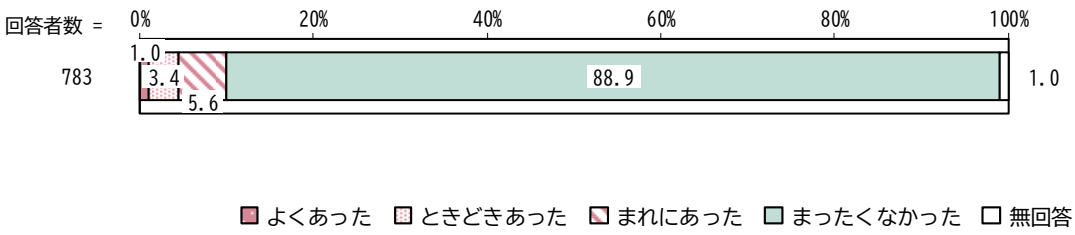


4　お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる



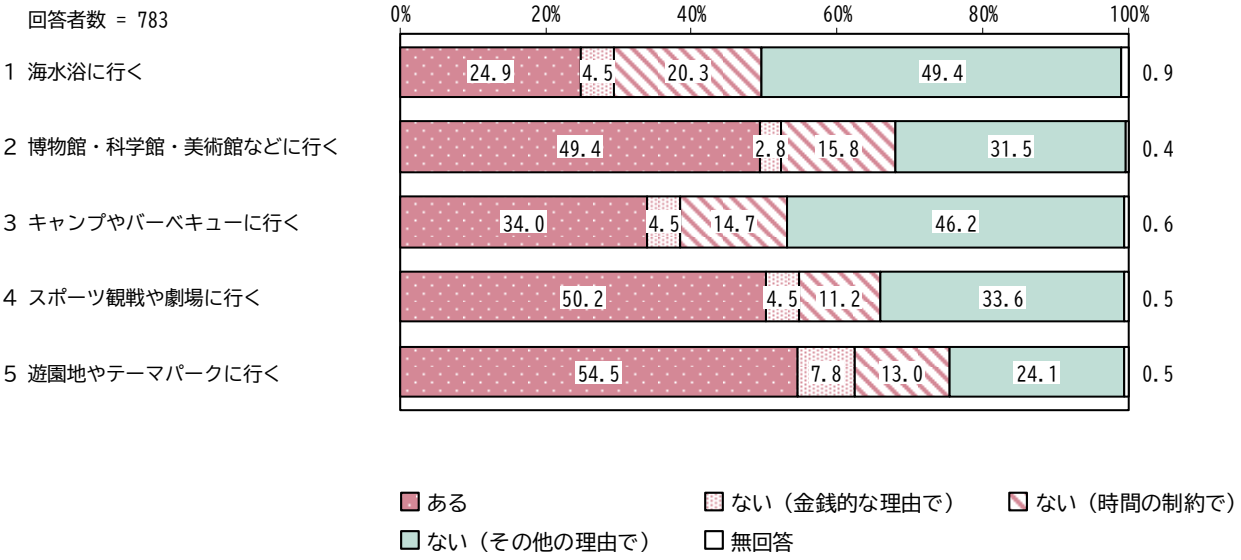
⑦　お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがあったか

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が10.0%、「まったくなかった」の割合が88.9%となっています。



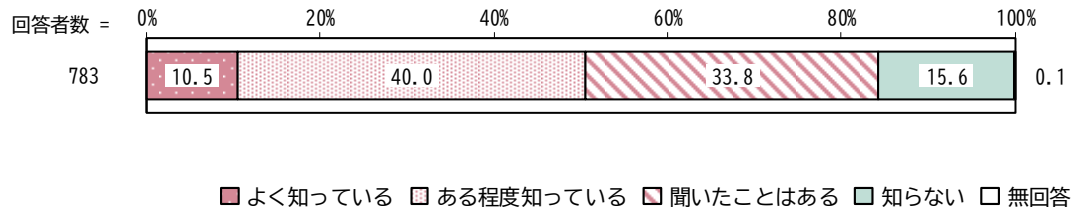
⑧　過去１年の間で、お子さんとした体験の有無

『５ 遊園地やテーマパークに行く』で「ある」「ない（金銭的な理由で）」が、『１ 海水浴に行く』で「ない（時間の制約で）」「ない（その他の理由で）」が高くなっています。



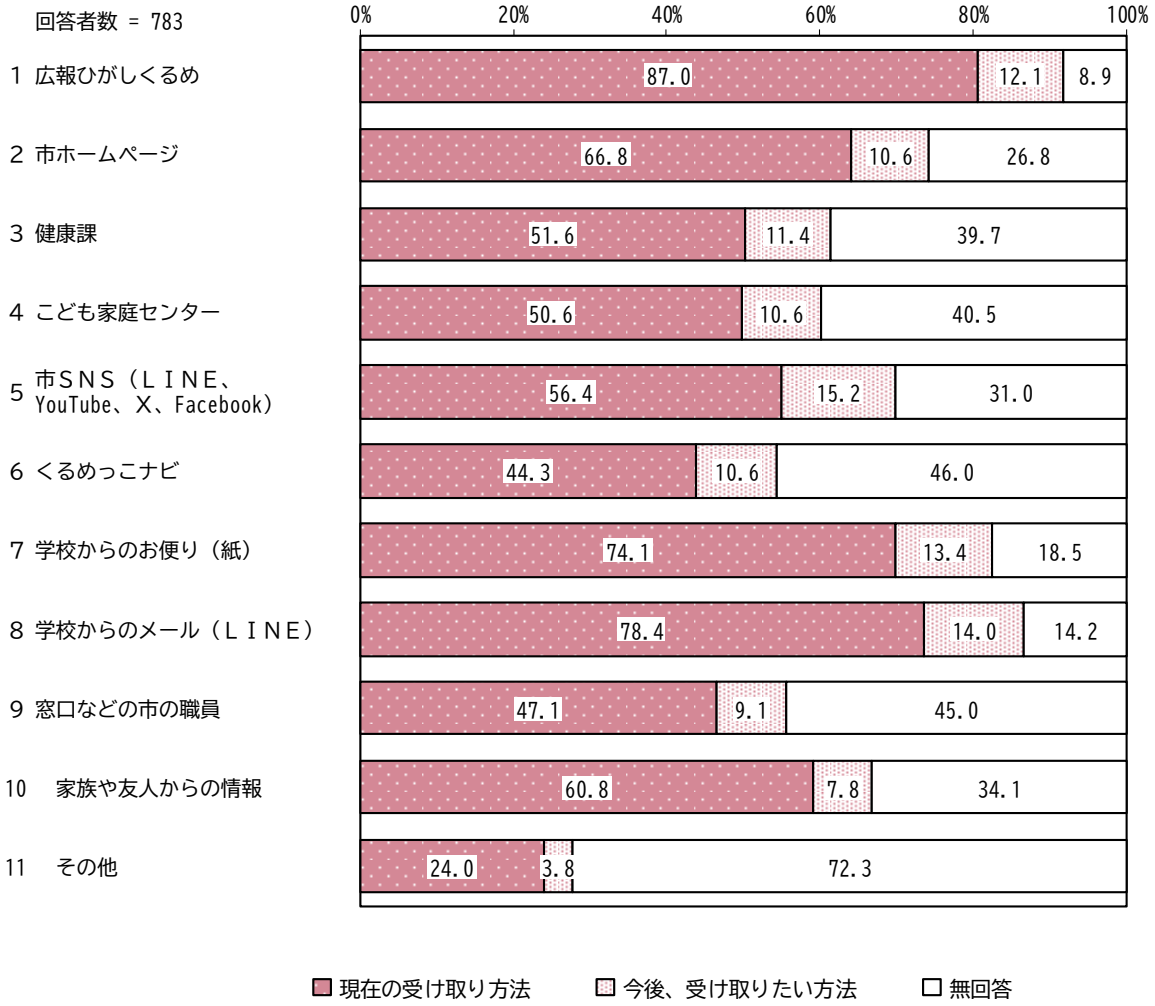
⑨　「こどもの権利」についての認知度

「ある程度知っている」の割合が40.0%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が33.8%、「知らない」の割合が15.6%となっています。



⑩　こどもに関する施策等の情報の現在の入手方法と今後希望する入手方法

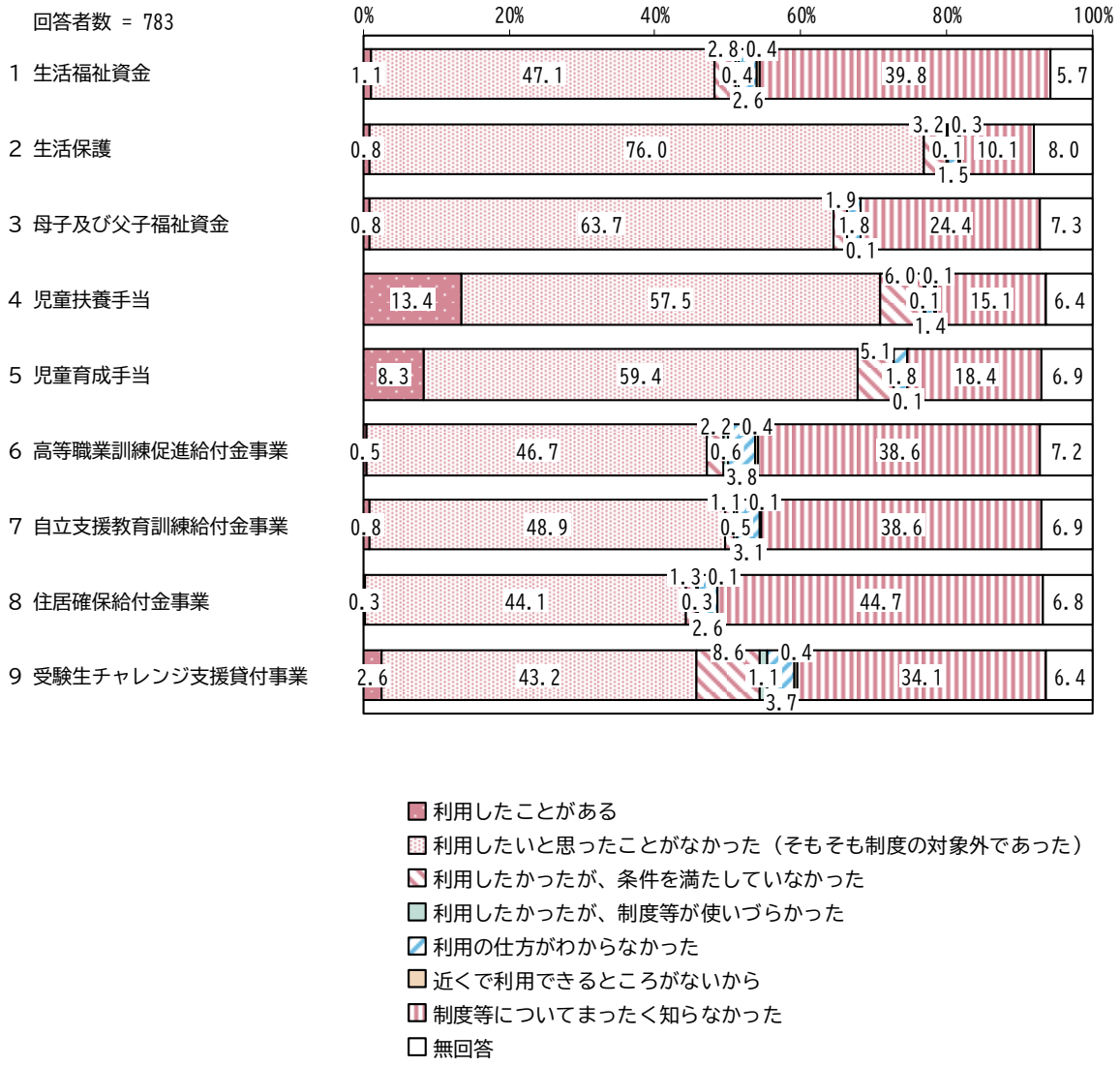
「現在の受け取り方法」が『１　広報ひがしくるめ』で、「今後、受け取りたい方法」で『５　市ＳＮＳ（ＬＩＮＥ、YouTube、Ｘ、Facebook)』が高くなっています。



⑪　上記で「11　その他」を選択した方の具体的な内容

・ポスト投函（郵便）　・子育て用の独立したｗｅｂ　・ＬＩＮＥ　・今まで受け取っていなかった　・学校からのＬＩＮＥを中学校版、小学校版、東久留米版それぞれで分けて欲しい。　・該当者にのみ個別に郵送　・専用のアプリ・オンライン　・対象者にピンポイントでＬＩＮＥ配信したり、郵送したりしてほしい。

⑫　支援制度等の利用の有無



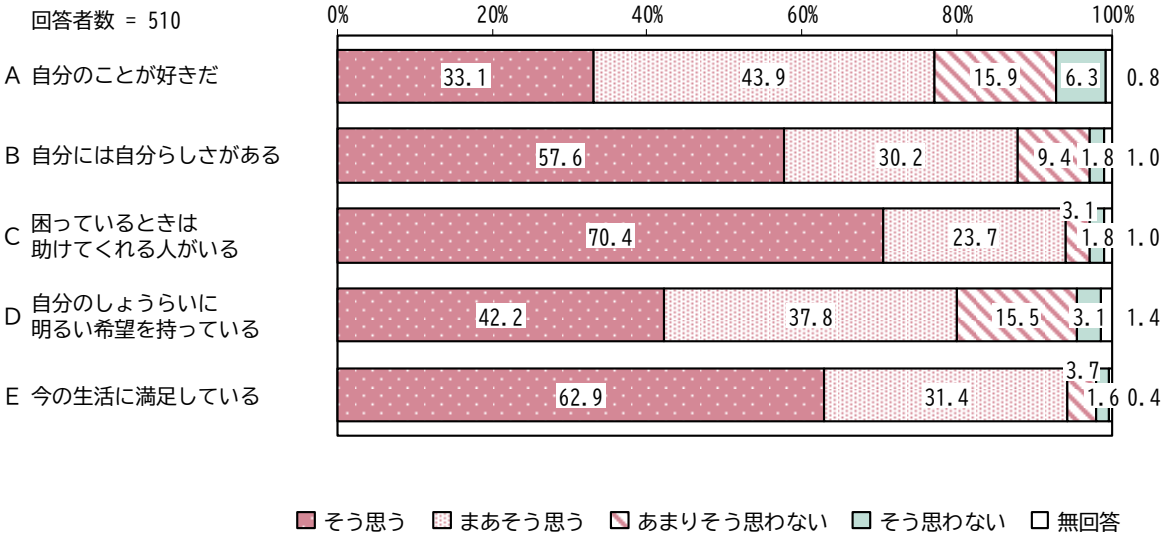
（２）小学生・中学生

①　次のことがどのくらいあてはまるか

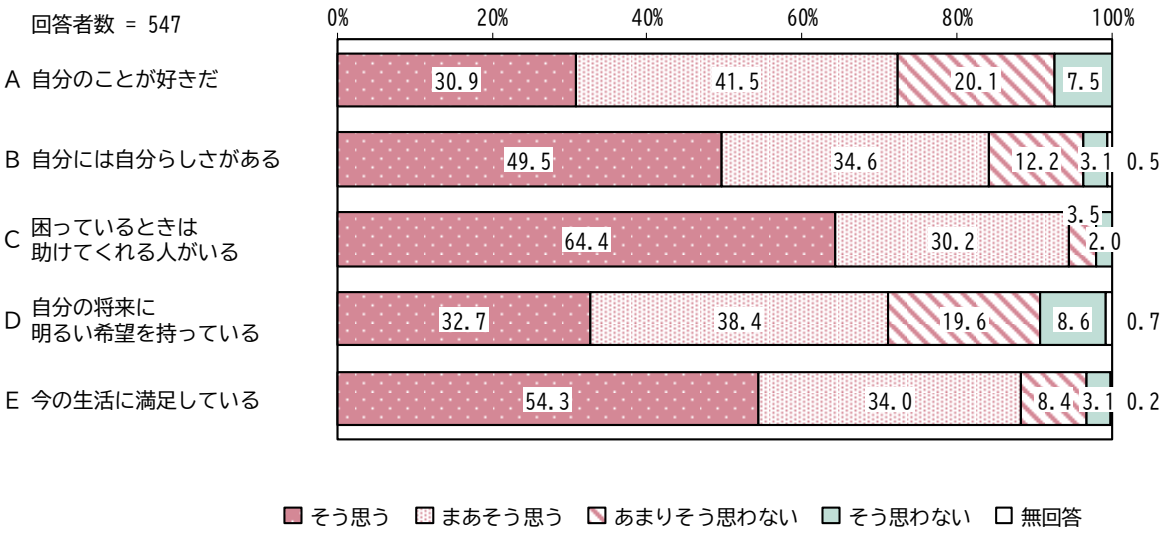
【小学生】『E　今の生活に満足している』で「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『A　自分のことが好きだ』で「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。

【中学生】『C　困っているときは助けてくれる人がいる』で「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『D　自分の将来に明るい希望を持っている』で「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。

【小学生】



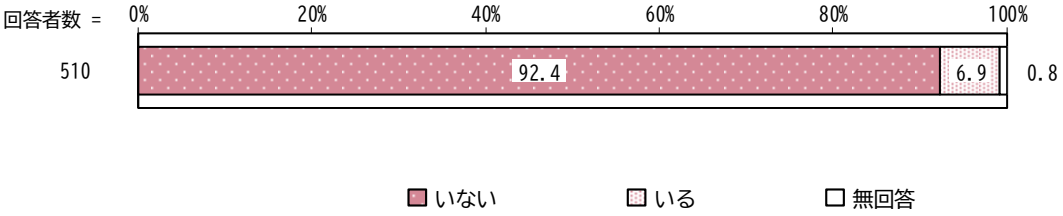
【中学生】



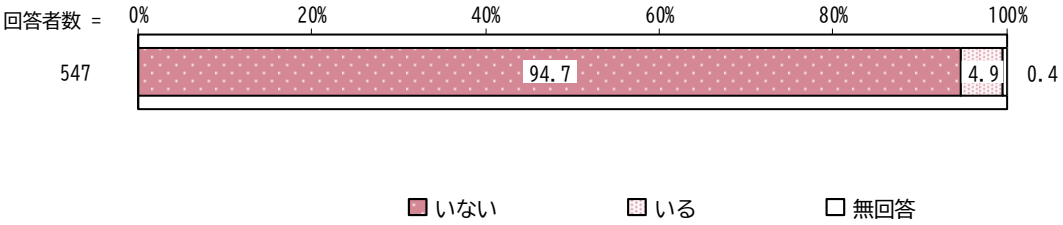
② 家族の中にあなたがお世話（ここでは、ふつう大人が行うような家事や家族の世話などをすること）をしている人の有無

【小学生】「いない」の割合が92.4%、「いる」の割合が6.9%となっています。
【中学生】「いない」の割合が94.7%、「いる」の割合が4.9%となっています。

【小学生】



【中学生】

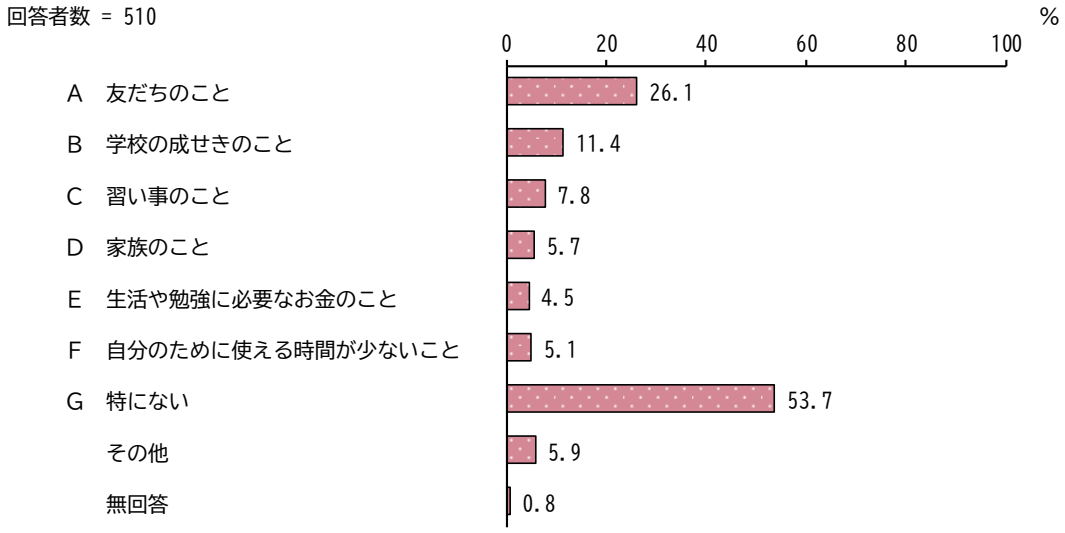


③　悩んでいること

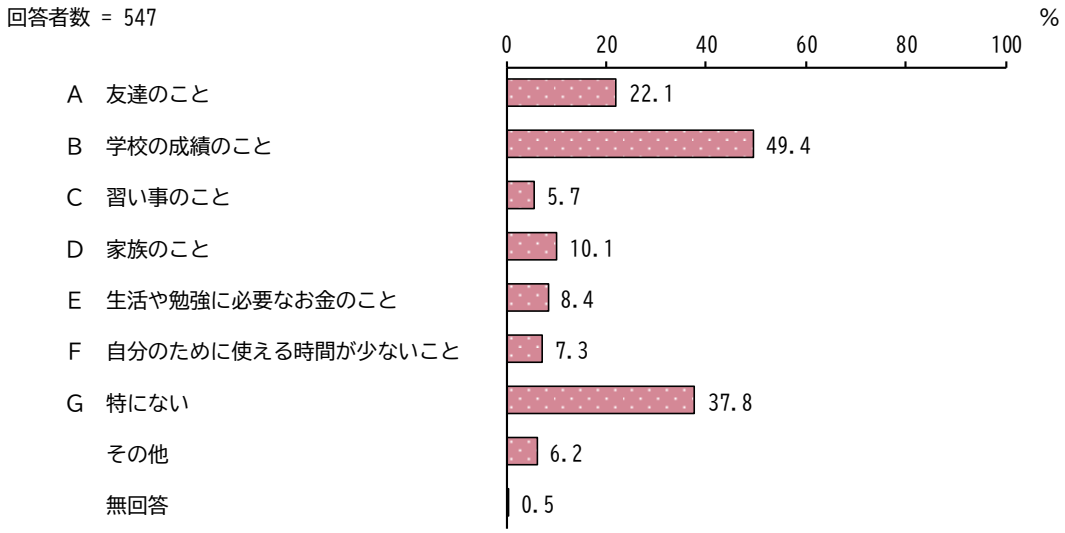
【小学生】「G 特にない」を除くと、「A 友だちのこと」の割合が26.1%と最も高く、次いで「B 学校の成せきのこと」の割合が11.4%となっています。

【中学生】「G 特にない」を除くと、「B 学校の成績のこと」の割合が49.4%と最も高く、次いで「A 友達のこと」の割合が22.1%、「D 家族のこと」の割合が10.1%となっています。

【小学生】



【中学生】

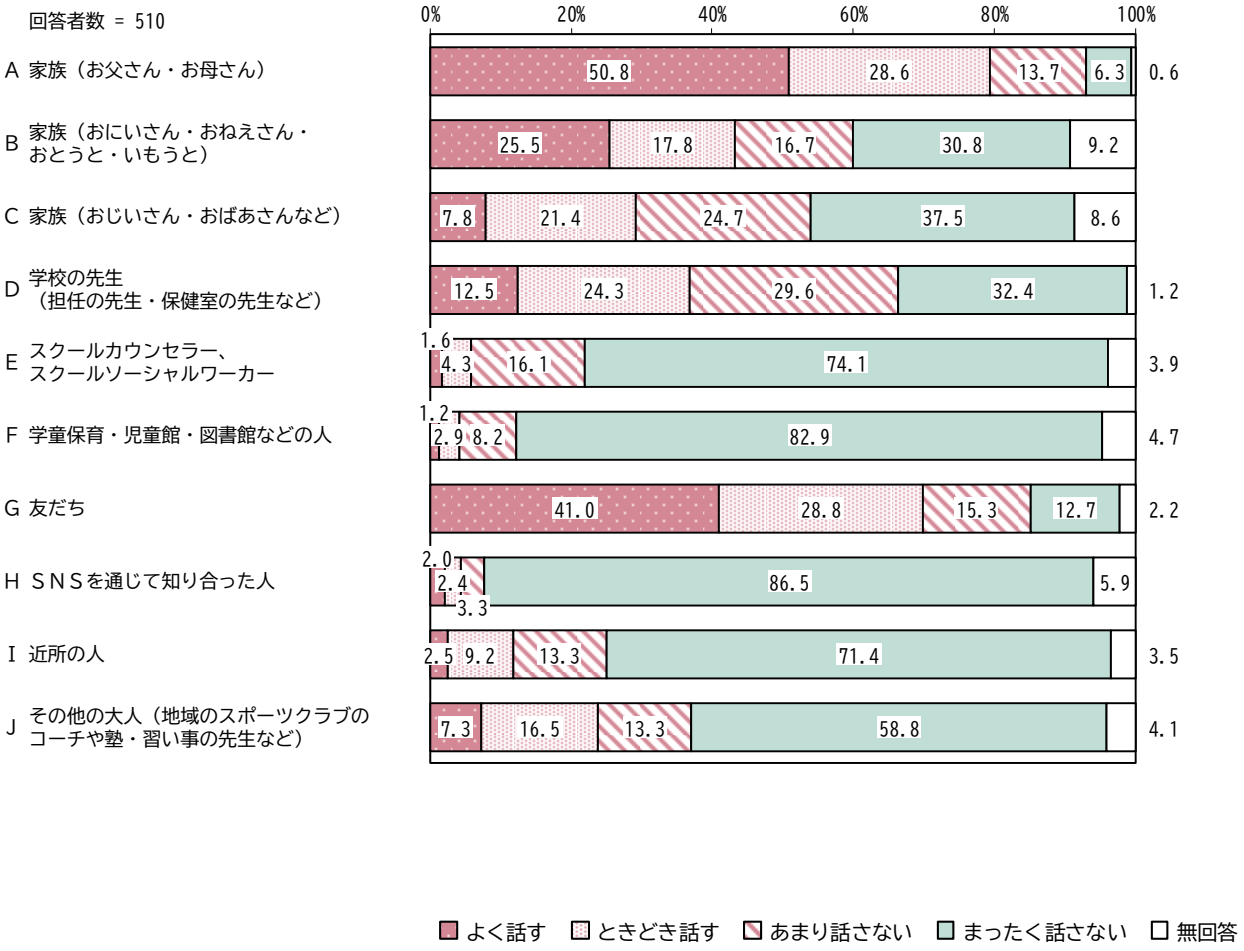


④　困っていることや悩みごとなど、楽しいことや悲しいことなどを、他の人にどれくらい話すか

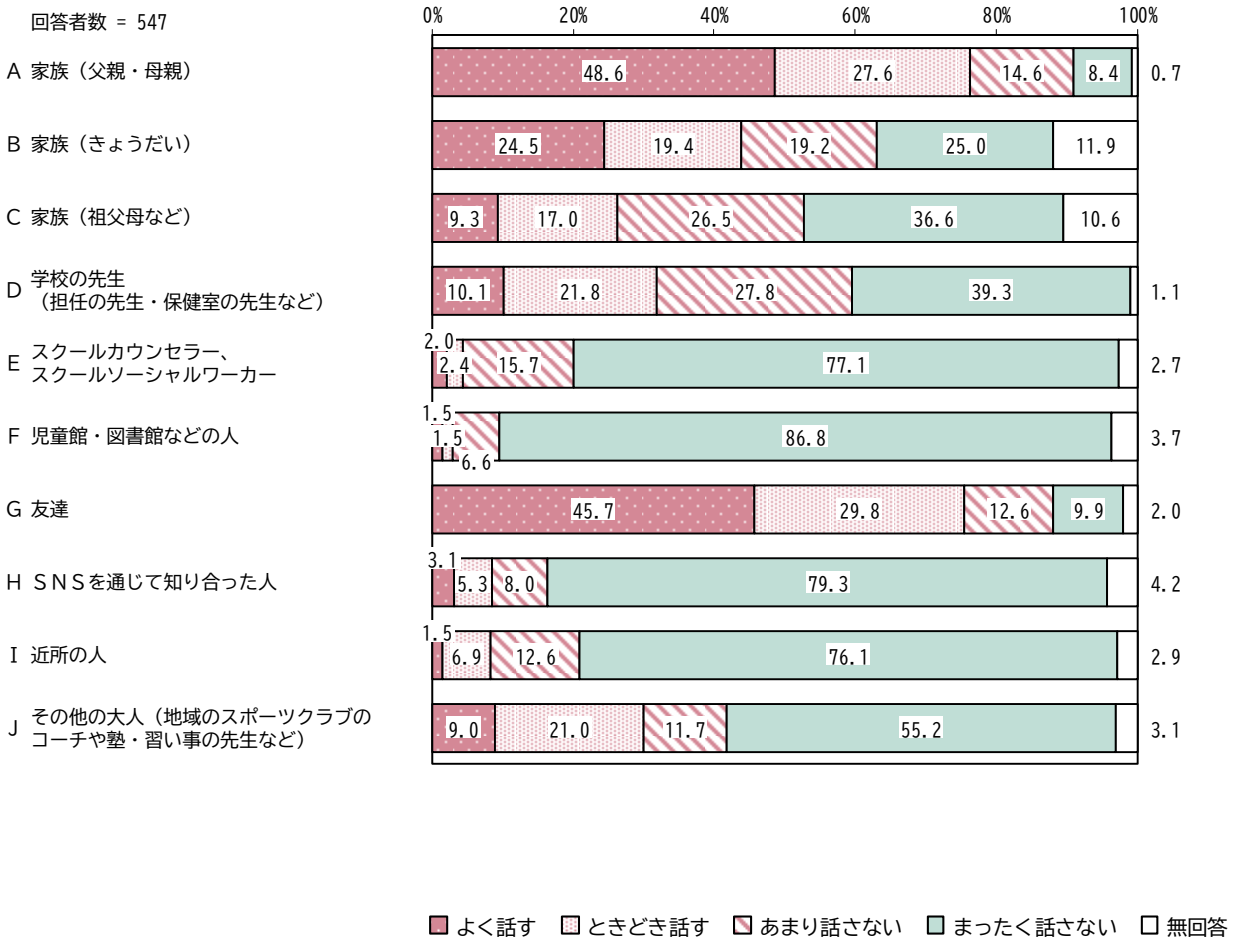
【小学生】『A 家族（お父さん・お母さん）』で「よく話す」と「ときどき話す」を合わせた“話す”が高くなっています。一方、『F 学童保育・児童館・図書館などの人』で「あまり話さない」と「まったく話さない」を合わせた“話さない”が高くなっています。

【中学生】『A 家族（父親・母親）』で「よく話す」と「ときどき話す」を合わせた“話す”が高くなっています。一方、『F 児童館・図書館などの人』で「あまり話さない」と「まったく話さない」を合わせた“話さない”が高くなっています。

【小学生】



【中学生】

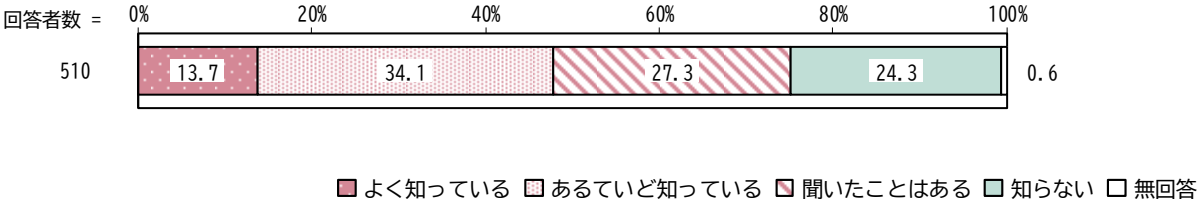

回答者数 = 547
0%
20%
40%
60%
80%
100%
A 家族（父親・母親）
48.6
27.6
14.6
8.4
0.7
B 家族（きょうだい）
24.5
19.4
19.2
25.0
11.9
C 家族（祖父母など）
9.3
17.0
26.5
36.6
10.6
D 学校の先生（担任の先生・保健室の先生など）
10.1
21.8
27.8
39.3
1.1
E スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
2.0
2.4
15.7
77.1
2.7
F 児童館・図書館などの人
1.5
1.5
6.6
86.8
3.7
G 友達
45.7
29.8
12.6
9.9
2.0
H ＳＮＳを通じて知り合った人
3.1
5.3
8.0
79.3
4.2
I 近所の人
1.5
6.9
12.6
76.1
2.9
J その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）
9.0
21.0
11.7
55.2
3.1
よく話す
ときどき話す
あまり話さない
まったく話さない
無回答

⑤　「こどもの権利」についての認知度

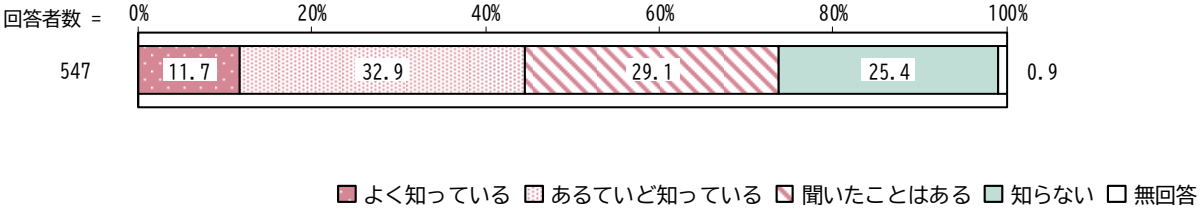
【小学生】「あるていど知っている」の割合が34.1%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が27.3%、「知らない」の割合が24.3%となっています。

【中学生】「あるていど知っている」の割合が32.9%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が29.1%、「知らない」の割合が25.4%となっています。

【小学生】



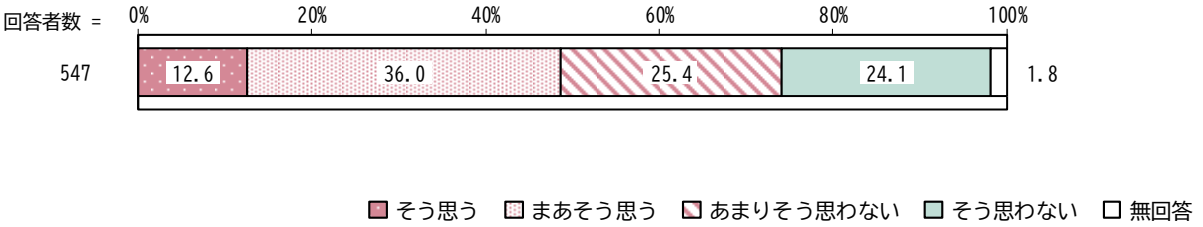
【中学生】



⑥　市の制度や取組に自分の考えを伝えらえていると思うか

「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が48.6%、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が49.5%となっています。

【中学生】

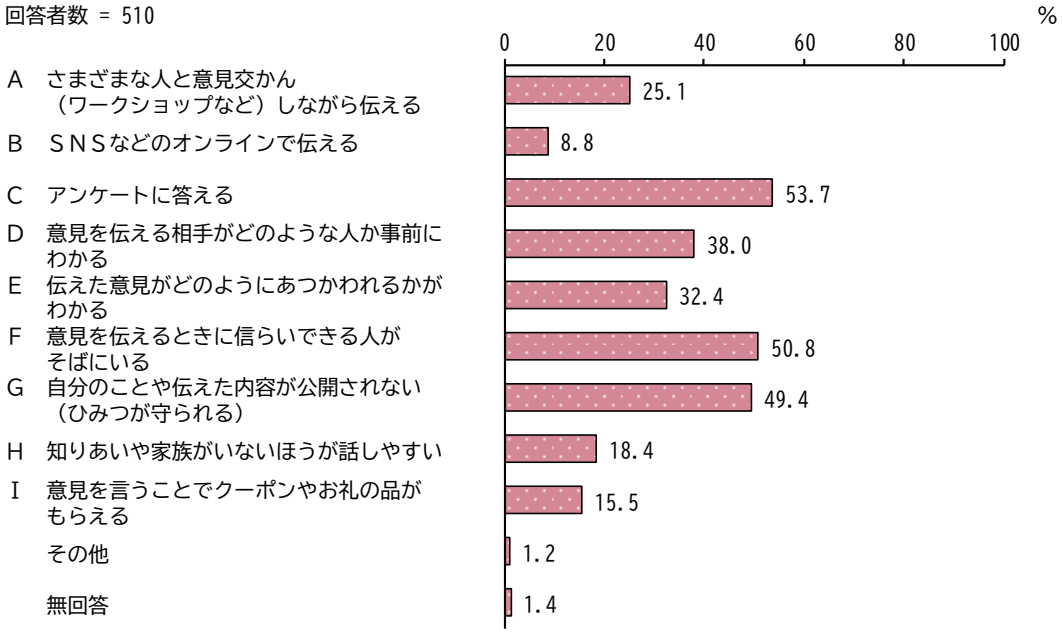


⑦　意見を伝えやすい方法・手段や環境

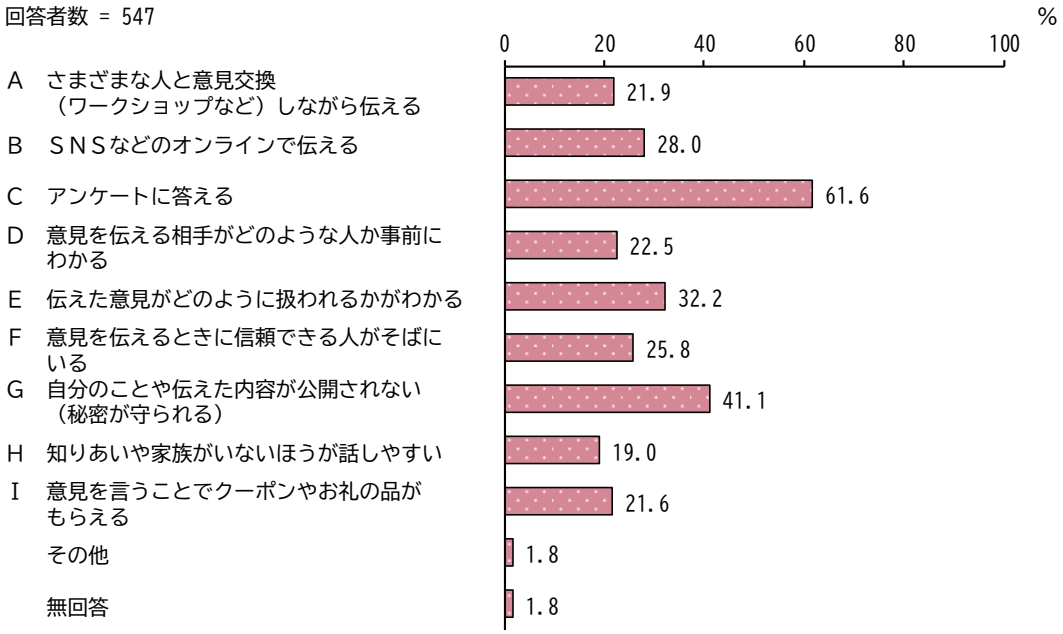
【小学生】「C　アンケートに答える」の割合が53.7%と最も高く、次いで「F　意見を伝えるときに信らいできる人がそばにいる」の割合が50.8%、「G　自分のことや伝えた内容が公開されない（ひみつが守られる）」の割合が49.4%となっています。

【中学生】「C　アンケートに答える」の割合が61.6%と最も高く、次いで「G　自分のことや伝えた内容が公開されない（秘密が守られる）」の割合が41.1%、「E　伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」の割合が32.2%となっています。

【小学生】



【中学生】

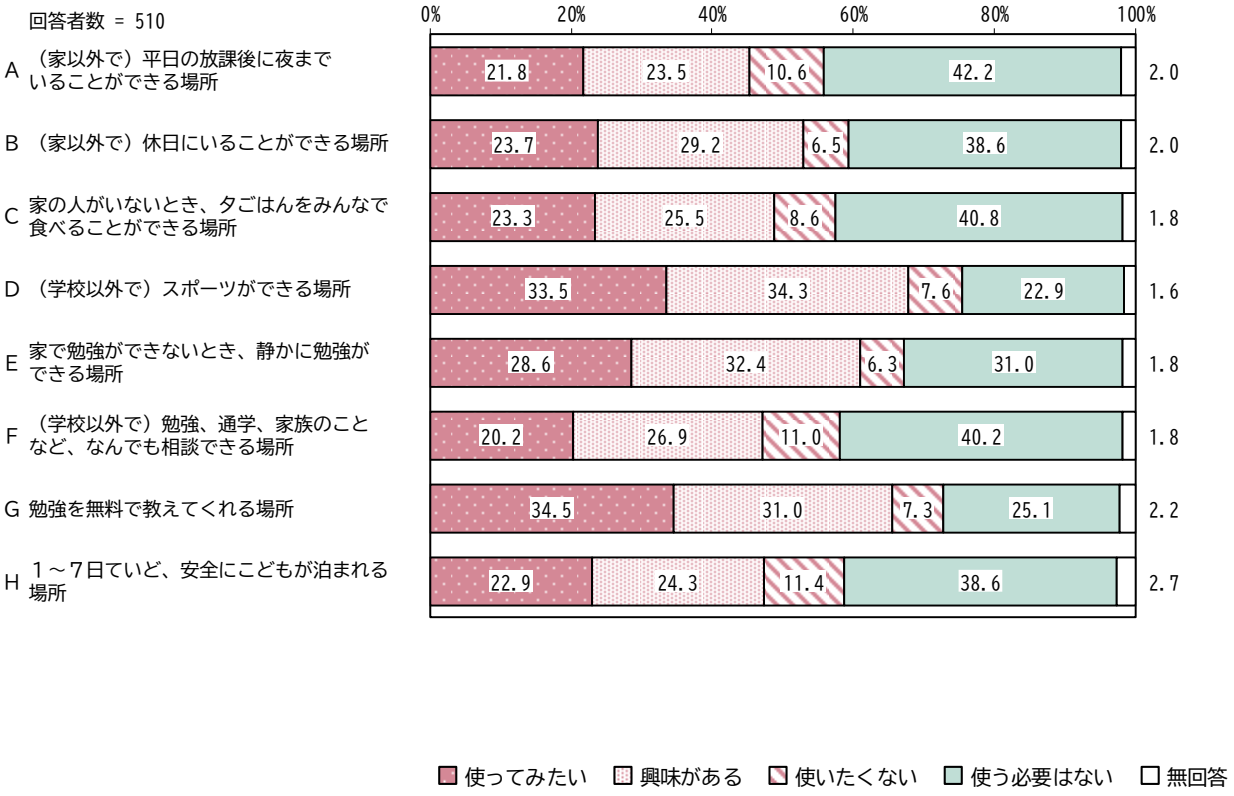


⑧　以下のような場所があれば使ってみたいと思うか

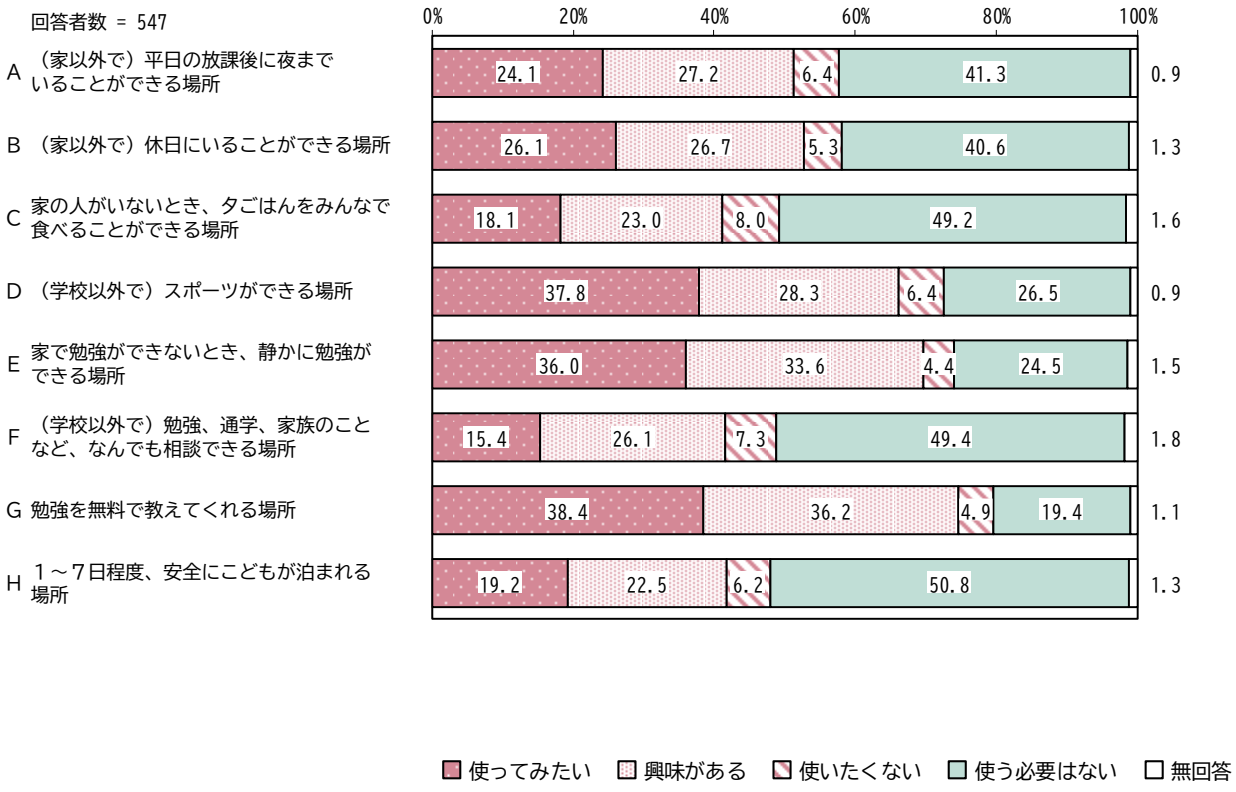
【小学生】『G 勉強を無料で教えてくれる場所』で「使ってみたい」が、『D （学校以外で）スポーツができる場所』で「興味がある」が、『H １～７日ていど、安全にこどもが泊まれる場所』で「使いたくない」が、『A （家以外で）平日の放課後に夜までいることができる場所』で「使う必要はない」が高くなっています。

【中学生】『G 勉強を無料で教えてくれる場所』で「使ってみたい」「興味がある」が、『C 家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所』で「使いたくない」が、『H １～７日程度、安全にこどもが泊まれる場所』で「使う必要はない」が高くなっています。

【小学生】



【中学生】


回答者数 = 547
0%
20%
40%
60%
80%
100%
A （家以外で）平日の放課後に夜までいることができる場所
24.1
27.2
6.4
41.3
0.9
B （家以外で）休日にいることができる場所
26.1
26.7
5.3
40.6
1.3
C 家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所
18.1
23.0
8.0
49.2
1.6
D （学校以外で）スポーツができる場所
37.8
28.3
6.4
26.5
0.9
E 家で勉強ができないとき、静かに勉強ができる場所
36.0
33.6
4.4
24.5
1.5
F （学校以外で）勉強、通学、家族のことなど、なんでも相談できる場所
15.4
26.1
7.3
49.4
1.8
G 勉強を無料で教えてくれる場所
38.4
36.2
4.9
19.4
1.1
H １～７日程度、安全にこどもが泊まれる場所
19.2
22.5
6.2
50.8
1.3
使ってみたい
興味がある
使いたくない
使う必要はない
無回答

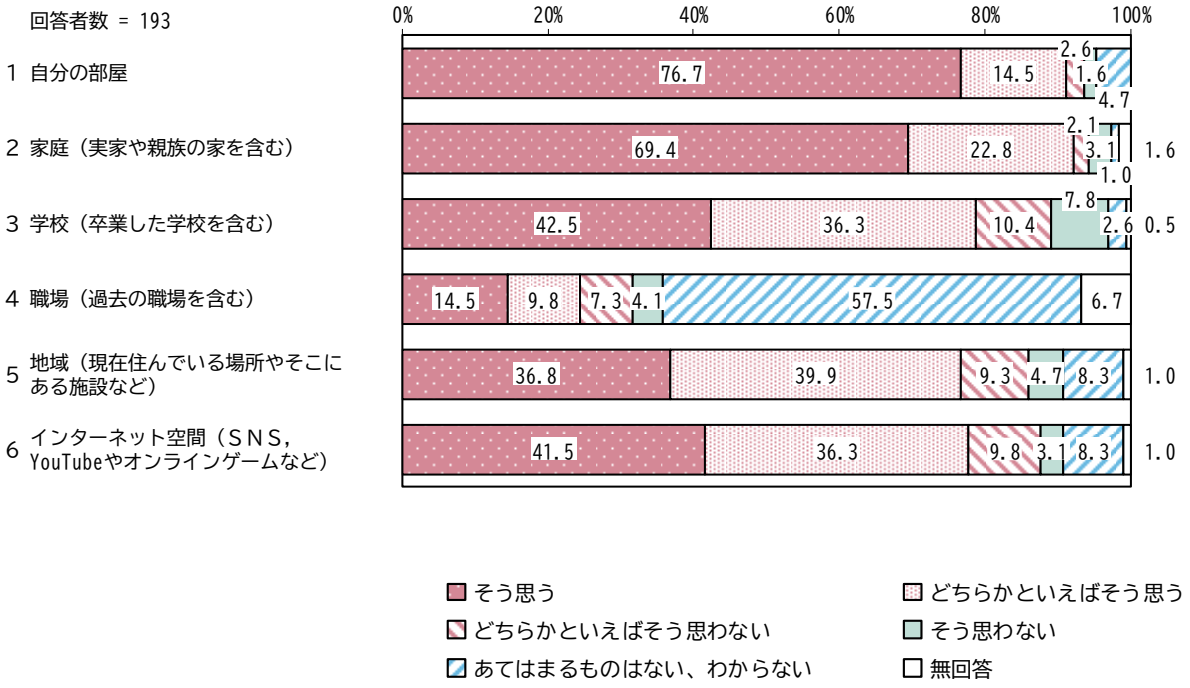
（３）16－17歳・18－29歳

① 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など)になっているか

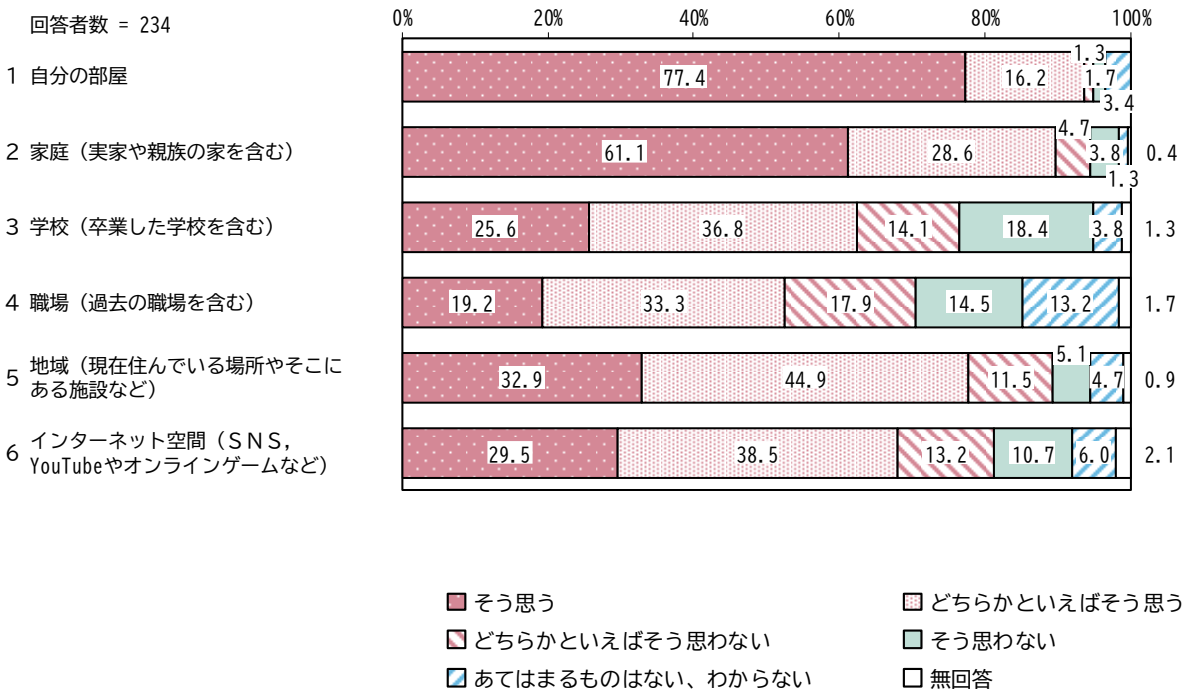
【16－17歳】『２ 家庭（実家や親族の家を含む)』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『３ 学校（卒業した学校を含む)』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が他の設問より高くなっています。

【18－29歳】『１ 自分の部屋』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『３ 学校（卒業した学校を含む)』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が他の設問より高くなっています。

【16－17 歳】



【18－29 歳】

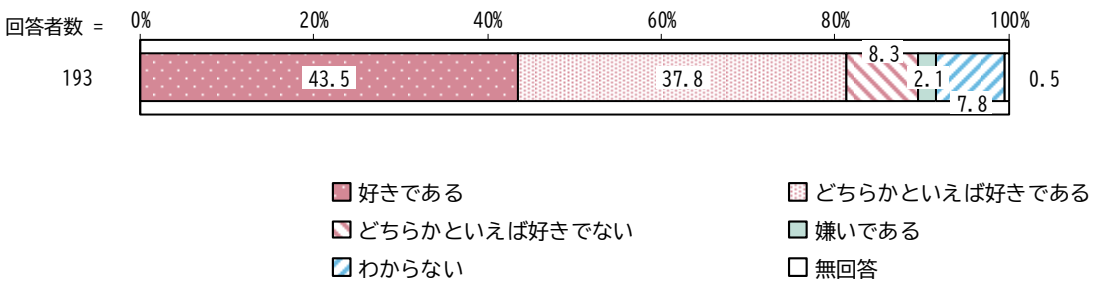


② 東久留米市が好きか

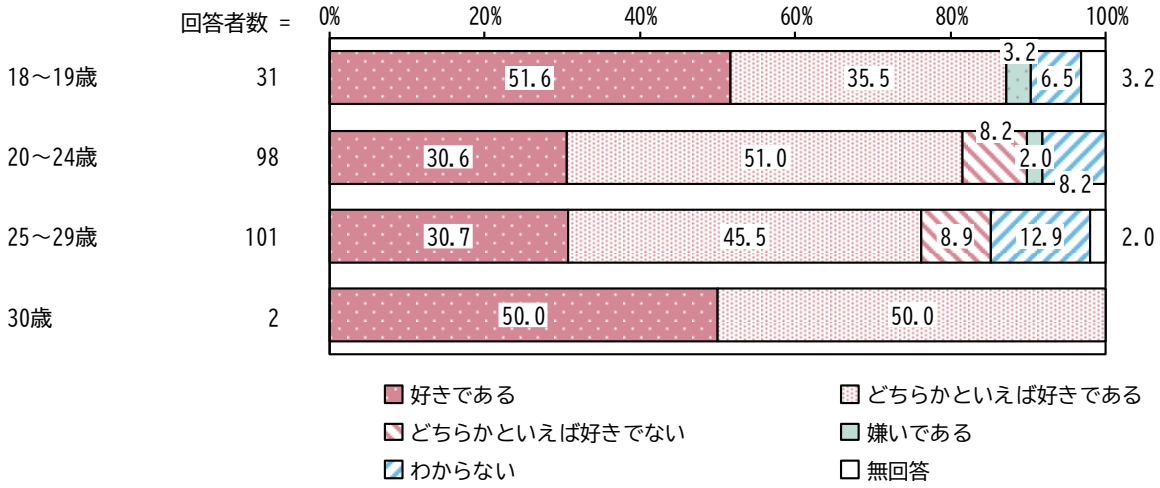
【16－17歳】「好きである」「どちらかといえば好きである」を合わせた“好きである”の割合が81.3%、「どちらかといえば好きでない」「嫌いである」を合わせた“嫌いである”の割合が10.4%となっています。

【18－29歳】「好きである」「どちらかといえば好きである」を合わせた“好きである”の割合が18－19歳では87.1%、20-24歳では81.6%、25－29歳では76.2%、「どちらかといえば好きでない」「嫌いである」を合わせた“嫌いである”の割合が18－19歳では3.2%、20－24歳では10.2%、25－29歳では8.9%となっています。

【16－17 歳】



【18－29 歳】

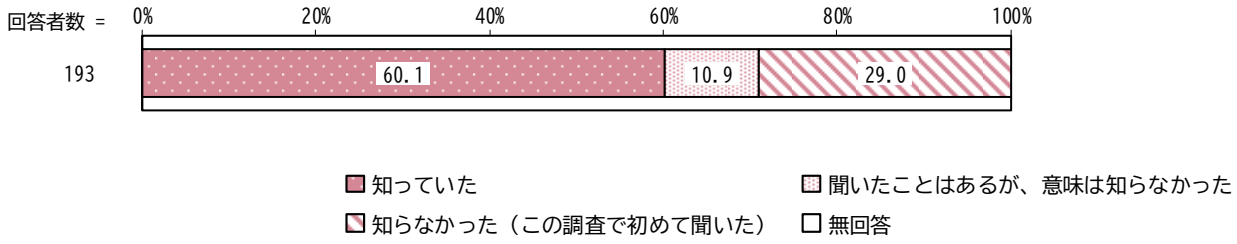


③　「ヤングケアラー」という言葉の認知度

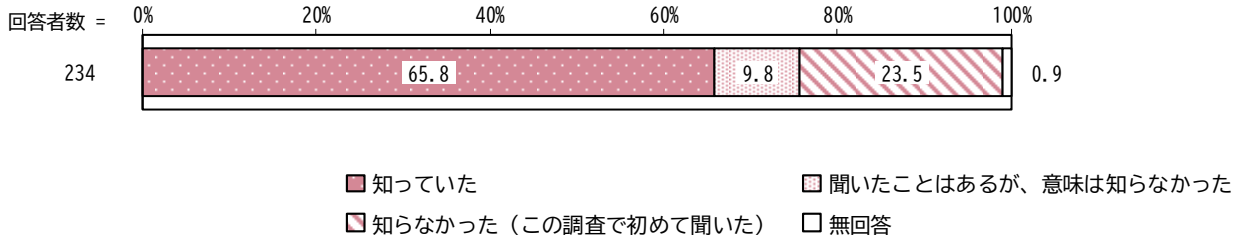
【16－17歳】「知っていた」の割合が60.1%、「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」の割合が10.9%、「知らなかった（この調査で初めて聞いた）」の割合が29.0%となっています。

【18－29歳】「知っていた」の割合が65.8%、「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」の割合が9.8%、「知らなかった（この調査で初めて聞いた）」の割合が23.5%となっています。

【16－17 歳】



【18－29 歳】

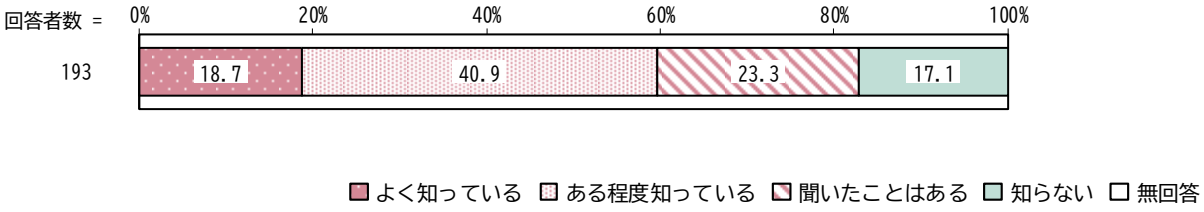


④　「こどもの権利」についての認知度

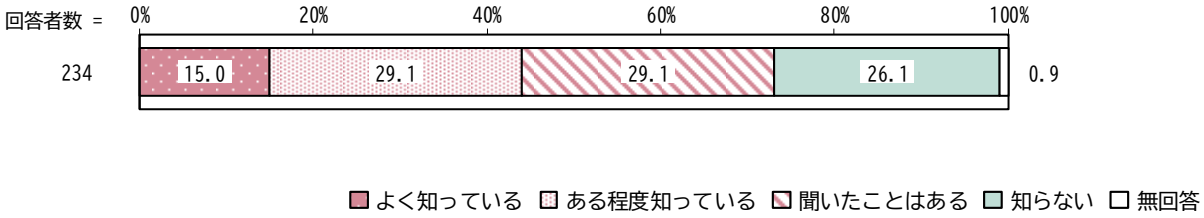
【16－17歳】「ある程度知っている」の割合が40.9%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が23.3%、「よく知っている」の割合が18.7%となっています。

【18－29歳】「ある程度知っている」、「聞いたことはある」の割合が29.1%と最も高く、次いで「知らない」の割合が26.1%となっています。

【16－17 歳】



【18－29 歳】



2 ヒアリング等調査結果から見える現状

（１）令和７年度ヒアリング調査

①　調査概要

計画策定にあたり、こどもからの意見聴取を目的として、オンラインプラットフォーム「くるりっど」及び「市民みんなのまつり」におけるヒアリング調査を実施しました。

②　調査方法

・「市民みんなのまつり」」における付箋を用いた意見聴取

「市民みんなのまつり」」において、意見聴取のためのスペースを設け、設問を記載した回答用ボードに付箋を貼る方法で回答していただきました。

・オンラインプラットフォームを用いた意見聴取

同様の内容を、オンラインプラットフォーム「くるりっど」においても掲載し、広く意見聴取を行いました。

・設問内容

意見を募集した設問は、以下の３問です。

問１「あなたの思う東久留米のいいところを教えて！」

問２「あなたが東久留米でもっと便利になったらいいと思うことは？」

問３「あなたの思う東久留米がもっと楽しくなるアイデアを教えて！」

③　意見総数

市民まつりでの意見聴取とオンラインでの意見聴取をあわせて、338件の意見が集まりました。各設問の意見数は下記の通りです。

児童館	ヒアリング参加者数
あなたの思う東久留米のいいところを教えて！	119 件
あなたが東久留米でもっと便利になったらいいと思うことは？	100 件
あなたの思う東久留米がもっと楽しくなるアイデアを教えて！	119 件

④　調査結果

各設問に対しては、以下の様な回答が得られました。

問１「あなたの思う東久留米のいいところを教えて！」

〇自然と水辺（67件）：

自然と公園、川と水質、水辺の遊びなど。

〇便利さと買い物（21件）：

買い物の利便、駅周辺の利便、娯楽施設など。

〇暮らしと住環境（19件）：

穏やかな人々、子育て・教育環境、安全と静けさなど。

〇祭りと文化（15件）：

祭りとイベント、地域の魅力とロケ地など。

〇食と農産（8件）：

野菜と食材、飲食店の多様性など。

〇環境美観と清潔（6件）：

清潔さとゴミの少なさ、環境保護と自然保護など。

問２「あなたが東久留米でもっと便利になったらいいと思うことは？」

〇公園・屋外遊び場の整備（31件）：

大型公園・アスレチックの設置、ボール遊び・利用ルール緩和、公園の維持管理・設備、水遊び・自然体験施設など。

〇商業・娯楽施設の誘致（22件）：

映画館・複合アミューズメント、スーパー・小売店の地域偏在解消、飲食店の充実など。

〇交通・道路環境の改善（16件）：

バス路線の拡充・増便、鉄道・駅の利便性向上、自転車・歩行者の安全整備など。

〇屋内施設・居場所づくり（15件）：

屋内遊び場・児童館の拡充、スポーツ・文化交流拠点、学習・自習スペースなど。

〇都市計画・生活環境の保全（9件）：

開発と自然保護のバランス、防犯・美化・マナー、行政サービス・防災など。

問３「あなたの思う東久留米がもっと楽しくなるアイデアを教えて！」

〇公園の規模と遊具（44件）：

遊具の増設、広さの拡張、大型滑り台・ブランコ、アスレチック設置など。

〇イベントと体験型活動（15件）：

季節イベント、お祭り・海外交流、ワークショップ、フォトコンテストなど。

〇学校連携と教育の場（9件）：

小中連携、放課後開放、朝遊び・学習など。

〇イベント・地域文化の推進（9件）：

海外交流、花火・お祭り、地域イベントなど。

〇室内施設と雨天対策（8件）：

児童館のような室内施設、夜間開放・長時間利用、雨天・暑日対応など。

〇映画・娯楽施設の整備（8件）：

映画館の設置、映像舞台の活用など。

〇自然とアウトドア体験（8件）：

キャンプ・バーベキュー施設など。

〇その他：

図書館と学習リソース（6件）、商業・地域生活基盤（6件）、安全と居場所の拡大（6件）、スポーツと娯楽の場（6件）、交通・アクセスと地域連携（2件）などが挙げられました。

⑤　全体のまとめ

意見聴取結果からは、市民やこども・若者が「豊かな自然環境」や「身近な商業施設・住環境」「祭りなどの文化」に対して愛着と満足感を持っていることが示されています。

一方で、「公園などの遊び場」「商業・娯楽施設」「交通状況」などには、より便利になる可能性があるとの指摘がみられました。その上で、公園の規模や遊具の改善、天候に左右されずに遊べる室内施設、各種イベントをはじめとする娯楽・体験・交流機会の拡充といった、多様な課題意識や積極的なアイデアが提示されました。

（２）令和８年度ヒアリング調査

①　調査概要

計画策定にあたり、こどもからの意見聴取を目的として、オンラインプラットフォーム「くるりっど」及び市内児童館におけるヒアリング調査を実施しました。

②　調査方法

・児童館における付箋を用いた意見聴取

市内４児童館において、以下の設問を掲載したシートを一定期間掲示し、付箋を用いて回答していただきました。また、同様のシートを用いた調査を、児童館に直接伺いヒアリング調査として実施しました。

・オンラインプラットフォームを用いた意見聴取

児童館における意見聴取と同様の内容を、オンラインプラットフォーム「くるりっど」においても掲載し、広く意見聴取を行いました。

・設問内容

意見を募集した設問は、以下の２問です。

問１「東久留米のここが好き！」

問２「市長になったらなに良くしたい？」

③　意見総数

児童館での意見聴取とオンラインでの意見聴取をあわせて、828件の意見が集まりました。各設問の意見数は下記の通りです。

児童館	ヒアリング参加者数
東久留米のここが好き！	396 件
市長になったらなに良くしたい？	432 件

④　調査結果

各設問に対しては、以下の様な回答が得られました。

問１「東久留米のここが好き！」

〇自然・水環境（144件）：

落合川や黒目川などの湧水・河川環境、豊かな緑や空気、生き物観察など。

〇コミュニティ・人間関係（64件）：

地域の人の優しさ、挨拶、住民同士のつながりや支え合いなど。

〇公園・屋外遊び場（42件）：
公園の多さ・広さ、川遊びや水辺施設など。

〇子育て支援・公共施設（41件）：
児童館（あおぞら、けやき等）、図書館やスポーツ施設など。

〇商業・利便性（34件）：
大型商業施設、温浴施設、総合スーパーなど。

〇安全・清潔・快適さ（23件）：
治安の良さ、ゴミの少なさや街の清潔さなど。

〇その他：
行事・娯楽・温浴施設（17件）、農業・地場産品（8件）（直売所や新鮮な野菜）、歴史・文化資源（5件）（縄文遺跡など）。

問２「市長になったらなに良くしたい？」
〇生活サービス・経済・住宅（40件）：
商業・飲食店の充実、物価高・価格負担への支援等など。

〇公園・遊び場整備（32件）：
公園の新設・整備、遊具の充実や修繕など。

〇環境・自然保全（31件）：
緑化、河川整備・清掃、ポイ捨て対策など。

〇コミュニティ・人権・包摂（25件）：
地域交流、いじめや差別の防止、こども優先のまちづくりなど。

〇学校・教育（23件）：
宿題・授業負担の見直し、部活動や給食の充実など。

〇将来への希望・個人的な願い（21件）

〇こども向け施設・放課後支援（16件）：
児童館の拡充、屋内遊び場や学習・交流スペースの設置など。

〇清掃・ごみ対策（16件）
ポイ捨て対策、分別・リサイクル設備など。

〇スポーツ・レクリエーション（14件）
イベント・祭、スポーツ施設整備など。

〇道路・交通・都市整備（12件）：
交通安全対策、歩道・道路の補修など。

〇安全・治安・災害対策（11件）：
防犯対策、防災備蓄・避難体制など。

〇学校施設・校内環境（10件）：
トイレ衛生・老朽化対策、エアコン設置など。

⑤　全体のまとめ

本市のこども・若者は「清らかな湧水や川、緑豊かな自然環境」「身近な児童館や公園」「地域の人々の優しさとつながり」というまちの強みや魅力に愛着と肯定感を持っていることが確認されました。

その一方で、「もっと良くしたいこと」として、商業施設の充実や物価高への支援といった生活環境の改善、公園等の施設整備、環境保全、地域交流の促進、学校設備や授業の見直し、防犯・防災対策といった意見が挙げられ、日常の実生活に根ざした考えが明確になりました。